

## 令和元年度マネジメントレビューについて（第2回）

令和2年3月18日  
原子力規制庁

### 1. 趣旨

令和2年3月11日の第69回原子力規制委員会において原子力規制庁が報告した「令和元年度マネジメントレビューについて」を踏まえ、原子力規制委員会としてマネジメントレビューを実施していただく。

### 2. 各委員からのコメント

各委員からのコメントについては別添のとおり。

### 3. 今後の対応

マネジメントレビューの結果を令和2年度重点計画及びマネジメントシステムに反映する。

#### 〈資料一覧〉

別添 各委員からのコメント

参考資料 令和2年3月11日 第69回原子力規制委員会資料6、6-1～6-3

## マネジメント委員会審議結果及び次期重点計画に関するコメント

更田 豊志

マネジメント委員会の審議結果は概ね妥当なものと思われるが、次期重点計画策定に向け以下の通りコメントする。

## ① I. 目標 1-2 ホームページ

ホームページの利用のしやすさについて目標達成とされているが、これは利用実感と著しく異なる。目標 1 のなかでホームページ改善に向けた見通しが得られたとされており、大幅な改善が望まれる。

## ② I. 目標 3 国際連携

知見の収集の重点が置かれているように見受けられるが、収集した知見の規制への反映が十分なものであったか、また、自らが得た知見の発信は十分に行えたのかを重視すべきと考える。国際的な知見や議論に自ら接する者と権限と責任とを持って規制上の判断に与る者との乖離は東京電力・福島第一原子力発電所事故以前の体制における重要な反省点であったと考える。また、委員・幹部の海外出張への若手の同行が人材育成に大きく寄与するとは思えない。

## ③ II. 目標 1 審査

審査会合の開催回数、許認可の件数が挙げられているが、審査にあたって特に資源を費やした論点と評価との関係をどう考えるかは次年度以降の評価にあたってポイントとなるように思う。

## ④ II. 目標 3 制度の策定・見直し

規制上のアプローチとして、安全性向上評価制度の定着、活用を一層図るべきと考える。施設の経年変化に係る情報や自然ハザードを巡る知見の蓄積などが評価書に適切に記述されれば、例えば、原子力規制委員会はこれをもって当該施設におけるバックフィットへの対応の確認とすることが出来るかも知れない。継続的な議論が必要。

⑤ III. 東京電力・福島第一原子力発電所廃炉

実施計画認可の対象とすべき範囲の見直しは次期の課題の一つと考える。

⑥ IV. 目標 3&4 安全研究と人材育成

成果の発信や人材育成において、研究倫理、研究者の世界における基本的マナーを視点の一つとして考えるべき。

⑦ VI. 目標 3 危機管理体制

On-site 対応、Off-site 対応のそれぞれに当たる要員が、他方における知識を充実させることが最も重要なポイントの一つとなる。ソースターム情報を与える側(On-site)とそれを必要とする側(Off-site)とが十分な共通言語を持っているかどうかを確認することから始める必要があるのではないか。

また、Off-site 対応に係る意思決定訓練の更なる充実も喫緊の課題の一つ。

以上

令和2年3月11日規制委員会資料6にて示された、マネジメントシステムの実施状況及びその有効性の評価結果、それを踏まえた今後の対応は概ね適切なものとする。

その上で、以下をコメント：

1. 安全文化の育成・維持活動の改善、組織横断的な業務マニュアルの整備を進める等により、マネジメントシステムの組織全体の定着化を進めることの重要性は認識したが、これらが表面的、形式的になることなく、個々の職員、課室、業務において意識され、実効的、現実的なものである必要がある。これらのことは、安全文化に関するインタビュー調査で得られた課題への対応にもなるものとする。

2. マネジメントシステム内部監査の結果、一部の原子力規制事務所について情報システム等の活用による効率的な業務を行うことなどの改善が望ましい事項があることや欠員の補充が行われたことは理解。新検査制度の本格的運用に入ることもあり、今後の対応にあるように、原子力規制事務所の業務の実態を把握し、組織構成、人員配置、本庁との連携システムが改善されているなどチェックが必要。

3. 令和元年度重点計画に関連して

・II-3 の中「ウラン廃棄物を含む低レベル放射性廃棄物の浅地中処分に係る規制基準の拡充・整備、、、」については概ね達成されたと考えるがウラン廃棄物についての規制基準の整備は令和2年度になると考えられるので、来年度の重点計画に記入すべき。

・II-4 関連。「安全と核セキュリティと保障措置の調和」 評価・分析(Check)、次年度の取組の方向性 (Act) に記入されており、重要なことであるが、文書の整備に終わらず業務の中で適切に行うことが大切。

# 令和元年度マネージメントレビューについてのコメント

山中 伸介

## 1. 全体について

令和元年度マネージメントレビューについての内容には、異存は無い。

マネージメントレビューの取り組みの中でも、改善ロードマップの活動において規制庁職員へのアンケート、令和元年度からインタビューを第3者機関によって行うなど、規制庁内の Internal Reputation の把握に努め組織文化の改善への努力が認められる。

規制庁のマネージメントについて様々な文章（PDCA に関係するもの）が存在するが、文章の体系化を進めるべきである。組織戦略が最も上位にある文章で、計画、結果、評価の文章などを関連づけ、それらの関係性が網羅的に把握しやすく簡単に閲覧できるようにして欲しい。

## 2. 個別の事項

### 2. 1 指標について

指標の選び方、指標の定量的評価については、長期的に改善を進めていって欲しい。例えば、規制の厳正かつ適切な実施、人材基盤の構築など現在の指標とは異なる他の指標の選択や定量表現などもありえると思う。

例をあげると、HP の利用のしやすさは指標としては非常に良いが、定量化できる指標を具体的に選んで欲しい。文書へのアクセス性、SNS への応答などは、定量化できると考える（ただし、指標の数値が大きいから評価結果が良いというものばかりではないので、注意は必要である。）

### 2. 2 内部監査について

内部監査の手法は、組織の改善に良く機能していくと思う。勧告、提言だけでなく、グッドプラクティスを上げている所は職員の業務改善意欲が増すと考える。ただ、良い取り組みだけに、監査対象が3カ所であるのは残念である。監査体制や他の業務の状況に応じて、対象件数を出来るだけ増やして行って頂きたい。

### 2. 3 改善ロードマップについて

規制庁職員へのインタビューは大変良い取り組みであり、現状としてはインタビューの結果は肯定的なもの、否定的なもの両者が見られるが、組織として健全な結果であると思う。また、職員の生の声を公表されたことも高く評価できる。今後は、引き続き同じ取り組みを継続するとともに、アンケートやインタビューの結果を総合的に分析し、行動プログラムの内容改善に役立てていって欲しい。

マネージメントシステムを継続的に改善することにより規制庁が設立当時の初心を忘れない組織であり続けることを期待する。

令和2年3月18日

## 次期重点計画及びマネジメントシステムに関するコメント

伴 信彦

### 次期重点計画について

- 研修の体系化とともに、質の向上に努める必要がある。魅力的な研修プログラムとするために、以下の点を考慮すべきである。
  - 他分野・組織に学び、実績を上げている手法等があれば積極的に取り入れる。
  - 各部署の職員が、教わる側だけでなく教える側にも回る仕組みを検討する。
  - 研修の効果を評価する方法についても、最近の動向を踏まえて改善を図る。

### マネジメントシステムについて

- 改善ロードマップの達成状況において、「委員・幹部と職員との対話」を予定どおり実施したことになるが、いずれの年度も数十人程度の職員しか参加しておらず、人数は年々減少傾向にある。少人数で対話すること自体に意義があることは認めるが、より幅広い職員が参加できるよう、プログラムのあり方を再考すべきではないか。
- 原子力規制庁の安全文化について、これまで試験的に質問紙調査およびインタビュー調査を実施してきた。これらの結果を基に、より包括的な自己評価・省察を展開すべきである。

以上

## 令和元年度マネージメントレビューについてのコメント

令和2年3月18日

原子力規制委員会 委員 石渡 明

原子力規制庁が作成した令和元年度と同庁マネージメントレビューは、全体として概ね妥当なものになっていると思う。しかし、次の諸点については記述の追加・修正等の改善が望まれる。

### 1. I. 目標2 組織・運営

組織のマネージメントにおいては、昔も今も「任免」（及び異動）と「賞罰」が最も重要な手段であることに変わりがない。しかし、「組織体制・運営等の継続的改善」の項目では、任免（及び異動）や賞罰が適正かつ効果的に行われてきたかどうかについて、十分な記述がない。これらの事項については、定性的評価のみならず、定量的な評価も可能であることから、今後のマネージメントレビューにおいては、十分にデータを集めてよく分析すべきだと思う。

### 2. IV. 目標2 国外調査

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の世界的流行により、令和2年2月以降、多くの原子力関係の国際会議や国外調査が実施できなくなっている。ここに記されているインドネシアの津波被害（液状化や地すべりを伴う）調査は3月に実施予定だったが、上述の理由により延期を余儀なくされ、年度内の実施が不可能になった。

### 3. IV. 目標3 安全研究 及び目標4 人材育成事業

安全研究や人材育成事業など、原子力規制庁が大学や研究機関等に委託して行う事業について、委託先において事業費が適正かつ効果的に使用されていることをしっかり確認する必要がある。近年、委託先の安全研究担当者の研究不正が発覚して委託先において処分されたり、業務怠慢によって事業が実施されなかったため規制庁に事業費を返還させたりした事態が発生した。今後のマネージメントレビューにおける評価・分析では、このような観点からの確認結果も追加することが望まれる。

4. 安全文化に関する職員の声として、「部門では意見を述べにくいし、述べられない。昔、業務に問題があると指摘した検査官が、『言われたことをやっていたらよい』と言われて辞めてしまった」というインタビュー記事があるが、今後はこのようなことがあってはならない。組織の風通しを良くし、率直かつ活発な議論によって関係者が問題点をよく把握し、業務を改善していく必要がある。

以上

## 令和元年度マネジメントレビューについて

令和2年3月11日  
原子力規制庁

## 1. 趣旨

原子力規制委員会マネジメント規程第40条に基づくマネジメントレビューに資するため、マネジメントシステムの実施状況及びその有効性について、原子力規制庁及び原子力安全人材育成センターの幹部職員により構成されるマネジメント委員会において審議した結果を報告するもの。

## 2. 評価に用いた情報

(1) 令和元年度重点計画の達成状況の評価及び次年度の取組の方向性<sup>1</sup>（資料6-1）

原子力規制委員会の6つの施策及び目標（定量指標・定性指標）について以下のとおり評価を行った。

- I 原子力規制行政に対する信頼の確保  
（定量指標・定性指標の評価）6件中 S:0件 A:6件 B:0件 C:0件  
（総括的評価）目標達成 A
- II 原子力施設等に係る規制の厳正かつ適切な実施  
（定量指標・定性指標の評価）8件中 S:0件 A:8件 B:0件 C:0件  
（総括的評価）目標達成 A
- III 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視等  
（定量指標・定性指標の評価）5件中 S:0件 A:4件 B:1件 C:0件  
（総括的評価）相当程度進展あり B
- IV 原子力の安全確保に向けた技術・人材の基盤の構築  
（定量指標・定性指標の評価）6件中 S:0件 A:6件 B:0件 C:0件  
（総括的評価）目標達成 A
- V 核セキュリティ対策の強化及び保障措置の着実な実施  
（定量指標・定性指標の評価）2件中 S:0件 A:2件 B:0件 C:0件  
（総括的評価）目標達成 A
- VI 放射線防護対策及び危機管理体制の充実・強化  
（定量指標・定性指標の評価）5件中 S:0件 A:5件 B:0件 C:0件  
（総括的評価）目標達成 A

<sup>1</sup> 評価区分

目標超過達成（S）：全ての測定指標で目標が達成され、かつ、測定指標の主要なものが目標を大幅に上回って達成されたと認められるもの。

目標達成（A）：全ての測定指標で目標が達成され、かつ、測定指標の主要なものが目標を大幅に上回って達成されたと認められないもの。

相当程度進展あり（B）：一部又は全部の測定指標で目標が達成されなかったが、主要な測定指標はおおむね目標に近い実績を示すなど、現行の取組を継続した場合、相当な期間を要せずに目標達成が可能であると考えられるもの。

進展が大きい又は未達成（C）：一部又は全部の測定指標で目標が達成されず、主要な測定指標についても目標に近い実績を示さなかったなど、現行の取組を継続した場合、相当な期間を要したと考えられるもの。



## (2) マネジメントシステム内部検査の結果（資料6-2）

部署別監査及びテーマ別監査<sup>2</sup>を実施し、以下のとおり要改善事項等を抽出した。なお、抽出した要改善事項及び改善が望ましい事項については、被監査部署等において、処置済み又は改善が進められていることを確認した。

- 要改善事項 1件
- 改善が望ましい事項 5件
- 良好事例 3件

## (3) 原子力規制委員会マネジメントシステム改善ロードマップの達成状況（資料6-3）

行動プログラムに基づき、原子力安全文化に係る活動の充実、マネジメントシステムと政策評価との統合的な運用、及び要改善事項管理による業務改善等、継続的なマネジメントシステムの改善を推進してきた。

### **3. 評価**

2. の情報を用いて、マネジメントシステムの実施状況及びその有効性を評価した結果は以下のとおり。

#### (1) 令和元年度重点計画の達成状況の評価及び次年度の取組の方向性

- 重点計画に基づいた業務の実施については、概ね計画どおり進めることができていると認められる。また、次年度の取組の報告性についても適切に抽出できていると認められる。

#### (2) 令和元年度マネジメントシステム内部検査の結果

- 以下のとおりマネジメントシステムの観点からの改善が進められていると認められる。
  - 部署別監査：放射線モニタリング関連の業務において、課室内の研修強化による業務の品質の向上が進められている。また、契約業務の効率化については、人事課等の関係部署により管理業務の体制整備が進められている。
  - テーマ別監査：原子力規制検査の導入に向けて、TV会議システムを活用した本庁と原子力規制事務所との意見交換や準備が進められていること、原子力安全人材育成センターから研修計画の定期的な更新とその周知がなされることなど、必要な改善が進められている。また、東海・大洗規制事務所において生じていた職員の欠員について補充が図られるなど、資源管理の改善も進められている。

<sup>2</sup> 本年度は、部署別監査を監視情報課を対象に、テーマ別監査を原子力規制事務所の業務管理の改善をテーマとして東海・大洗原子力規制事務所及び上斎原原子力規制事務所を対象に内部監査を実施した。

### (3) 原子力規制委員会マネジメントシステム改善ロードマップの達成状況

- 原子力安全文化に係る育成・維持活動の継続的な実施、マネジメント関連文書の体系的整理等の改善が進められるなど、ロードマップに基づく取組が概ね着実に進められている。
- 一方、令和元年度に実施した職員を対象とした安全文化に関するインタビュー調査によれば、組織内の安全文化の定着状況に対する職員の認識にはばらつきがあることが示唆された。また、業務プロセスが明確化されていないため、ケアレスミスが比較的多く発生している傾向がみられた。

## **4. 今後の対応**

マネジメントシステムの実施状況及びその有効性の評価を踏まえた今後の対応は、以下のとおり。

### (1) マネジメントシステム及びそのプロセス等の改善

原子力規制委員会マネジメントシステム改善ロードマップの達成状況を踏まえ、安全文化の育成・維持活動の改善を進めるとともに、組織横断的に業務マニュアルの整備を進める等、マネジメントシステムの組織全体の定着化を進める。

### (2) 個別の業務の改善

原子力規制検査の本格的実施に当たり、内部監査結果を踏まえ、引き続き、検査制度に係る各種教育訓練、研修及び実運用での経験の蓄積を進める。

### (3) 必要な資源

重点計画に基づいた業務が概ね計画どおり進められていることから、組織全体としては資源の著しい不足は生じていないと考えられるが、引き続き本庁、原子力規制事務所等の業務の実態を把握し、組織構成及び人員配置等の資源配分が適切に実施されるよう不断の見直しを進める。

<参考> 原子力規制委員会マネジメント規程（抜粋）

第40条 原子力規制委員会は、マネジメントシステムの実施状況及びその有効性を評価するためのマネジメントレビューを毎年度定期的実施する。ただし、マネジメントシステムについて重大な問題が発生する場合その他の特に必要とされる場合は、臨時にマネジメントレビューを実施し、マネジメントシステムの見直しを行うことができるものとする。

2 原子力規制委員会は、年度重点計画の達成状況その他マネジメントシステムの評価に資する情報について審議することにより、マネジメントレビューを実施するものとする。

3 原子力規制委員会は、マネジメントレビューの結果を踏まえ、長官及び原子力安全人材育成センター所長に指示することにより、次の各号の全てを含むマネジメントシステムの見直しの結果を次年度の年度重点計画の作成に反映させるものとする。

- 一 マネジメントシステム及びそのプロセス等の改善
- 二 個別の業務の改善
- 三 必要な資源

令和元年度重点計画の達成状況の評価及び次年度の取組の方向性

施策名		I. 原子力規制行政に対する信頼の確保							測定指標の選定理由及び年度ごとの実績値 目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	達成
目標(定量指標)(Plan)		評価の視点	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値(Do)							
			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度			
1-1	原子力規制行政の独立性・中立性・透明性の確保に係る取組【PDCA管理番号: I.1.】	・原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針に基づき、内容を公開する会議の公開割合を100%にすることができたか。	100%	100%	100%	100%	100%	意思決定過程の透明化を図るためには、常に議論の場を公開することが必要である。このため、原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針に基づき、内容を公開する会議の公開割合を100%にすることができたかを目標とする。	A	
1-2	ホームページの利用のしやすさ【PDCA管理番号: I.1.】	・ホームページについて、高齢者・障害者等配慮設計指針「JIS X 8341-3:2016」において、等級A以上を達成できたか。	A※	A※	A※	A※	A※	行政の透明性の確保や積極的な情報発信のためには、情報セキュリティを確保しつつ国民に必要な行政情報をわかりやすくホームページ上で公開することが必要である。このため、総務省の提示する「みんなの公共サイト運用ガイドライン(2016年版)」に基づき、ホームページ等の利用のしやすさの指標でもある高齢者・障害者等配慮設計指針「JIS X 8341-3:2016」において、等級A以上(※運営者が管理・制御できない第三者によるコンテンツを除く)を達成できたかを目標とする。	A	
目標(定性指標)(Plan)		評価の視点	施策の達成状況の評価					達成		
実績(Do) (3.11報告の実績記載箇所)										
1	原子力規制行政の独立性・中立性・透明性の確保に係る取組【PDCA管理番号: I.1.】  (3.11報告 第1章第1節)	・試行を通じて面談等のより詳細な内容の公開ができたか。 ・ホームページの概念設計、詳細設計、サイト構造設計書を作成することにより、ホームページ改善実施に向けた見通しが得られたか。 ・地元関係者等との意見交換、CEOとの意見交換、CNOとの意見交換を適正に設定できたか。 ・社会的な関心が高いテーマについてわかりやすく情報発信できたか。 ・以上を含めて、総合的に、年度を通じて、独立性・中立性・透明性を確保しつつ、国内外の多様な意見に耳を傾け、孤立や独善に陥ることなく業務を行ったか。	・被規制者との面談録等のHP掲載について、一部二週間程度かかったものの、概ね一週間に以内に公開した。また、試行的に音声自動文字起こしシステムを導入し議事録を作成し、詳細な内容を公開した。 ・新規規制基準適合性審査会合や検討チーム等の議事録を適切に公開した。 ・規制委員会ホームページのリニューアルに向けた概念設計等の作成により、ホームページ改善に向けた見通しを立てた。 ・経営責任者(CEO)との意見交換を11回、原子力部門の責任者(CNO)との意見交換を2回実施した。 ・原子力エネルギー協議会(ATENA)と試行的に個別具体的事案について対話を開始することとし、第9回CNOとの意見交換会(令和元年7月)にATENAも参加し意見交換を開始した。更に、委員会においてATENAと経年劣化管理に係る実務レベルの意見交換を行うことが了承され(令和2年1月)、第1回会合を開催予定である(令和2年3月予定)。 ・委員による現場視察及び地元との意見交換を2回実施した(愛媛県及び鹿児島県の知事、関係市町の首長)。佐賀県からの要請に基づき、同県原子力安全専門部会において、玄海原子力発電所の特定重大事故等対処施設に係る審査結果について説明を行った。 ・原子炉安全専門審査会(炉安審)・核燃料安全専門審査会(燃安審)を開催し、新検査制度等への取り組みについて、外部有識者から意見を伺った(令和元年7月、9月、12月)。 ・ホームページ上での迅速な情報提供、東京電力福島第一原子力発電所における事故の分析に係る3号機原子炉建屋内の映像の公開により、社会的な関心が高いテーマについてわかりやすく情報発信できた。 ・年間を通じて67回(令和2年月末時点)行った原子力規制委員会定例会(計264件の議題)において、科学的・技術的見地からの議論と意思決定を徹底することにより、原子力規制行政の独立性と中立性を確保した。					A		
2	組織体制・運営等の継続的改善【PDCA管理番号: I.2.】  (3.11報告 第1章第2節)	・統合マネジメントシステムによる組織業務改善があったか。 ・IAEAによる総合規制評価サービス(IRRS)フォローアップミッションの受け入れを通じて、組織体制及び運営等を含む規制基盤の改善が行われたか。	・原子力規制委員会マネジメントシステム改善ロードマップに沿った活動として、委員・幹部と職員との対話、安全文化に関する職員インタビュー調査を実施した。また、原子力規制委員会マネジメント規程について、IRRSの指摘等を踏まえた全部改正を行った。EBPMIに関する取組については、行政事業レビューにおいてロジックモデルの活用拡大を図った。 ・原子力規制委員会の業務マニュアル類の体系的整理を実施し、イントラネットにおいて業務マニュアル類を一元的に管理するためのテストページを作成し、試運用を開始した。 ・マネジメントシステム内部監査は、部署別監査及びテーマ別監査を実施し、業務量が多い部署に対し、管理的な業務の改善に資する勧告・提言を行った。 ・IRRSフォローアップミッションの受け入れに先立ち、事前提出資料(ARM)の取りまとめや体制整備を含む準備を適切に実施した上で、IRRSミッションチームと連携し、フォローアップミッションの円滑かつ実効的な実施を推進した。一連のIRRSミッションを経て組織体制の強化、組織運営の向上が図られ、規制基盤が改善された。フォローアップミッション後に明らかとなった課題をもとに、継続対応事項及び各事項の担当原課を整理し、令和2年3月に対応方針を取りまとめる予定。					A		
3	国際機関との連携【PDCA管理番号: I.3.】  (3.11報告 第1章第3節)	・二国間、多国間の枠組みを活用して海外の原子力安全に関する知見の収集を行えたか。 ・国際社会における原子力安全に関する活動に参加・貢献できたか。 ・国際協力業務への資質のある人材を育成したか。	・フランスASN、英国ONR、フィンランドSTUK、ドイツBMUBとの間で二国間会合を実施し、積極的かつ時宜に即した技術的・制度的な情報・意見交換を実施した。多国間では、G7・NSSG会合、INRA、WENRA、TRMの枠組みに参加して連携を深めたほか、アジア及び欧米の主要各国規制機関の幹部等を招き、東京電力福島第一原子力発電所視察を実施した。そのほか、国際アドバイザー会議を2回開催し、国際的な知見を得た。 ・OECD/NEAやIAEA等の国際機関における各種会合への出席や専門家の派遣を通じて、海外の原子力安全に関する知見の収集を行うとともに、我が国の知見・経験の国際社会への共有を図った。拠出金事業の企画立案・実施管理に関しては、任意拠出の実効性を高めるため、拠出金事業所管課、会計課、人事課と連携して各課の役割分担を明確化し、これに基づき、国際機関と調整を行い、拠出金の適正な管理に努めた。条約の関係では、廃棄物等合同条約(JC)のワーキンググループ会合に積極的に参加するとともに、原子力安全条約(CNS)第8回検討会合において、我が国における条約の履行状況についての報告をし、国際的な議論に貢献する予定である。 ・人材育成に関しては、CNSのレビューに関して、庁内各課室に広くレビューワーの募集をかけ、国際室以外の他課室から20名の参加登録を得ることができた。また、更田委員長の海外出張などの際に若手職員を同行させることで、国際協力業務への資質のある人材育成に努めた。					A		
4	法的支援、訴訟事務への着実な対応【PDCA管理番号: I.4.】  (3.11報告 第1章第4節)	・年度を通じ、原子力規制委員会の業務に係る訴訟事務や不服申立て事務について、業務量の推移に応じて体制を構築し、関係機関や関係部署と連携しつつ適切に業務を遂行できたか。 ・年度を通じ、訴訟対応及び不服申立て対応をより強化するために、有効な調査ができたか。 ・年度を通じ、各部署の法令等の立案・運用を着実に支援できたか。	・原子力規制委員会の所管に係る訴訟事務や不服申立てについて、関係機関・関係部署との連携により、増加する訴訟などに迅速かつ適切に対応できた。 ・訴訟対応に活用するための調査として、論文の調査のほか、専門家に対して報告書や意見書等の作成を依頼し、令和元年度中に報告書を12通、意見書等を5通受領し、訴訟上利用した。 ・法令等の立案及び運用における改善点を把握し、個別審査による指摘によって改善を図った。					A		

目標達成度合いの測定結果	<b>総合的評価</b> <small>(各行政機関共通区分)</small>	A	判断根拠	<b>全ての測定指標において目標を達成したため</b>	
評価結果	評価・分析 (Check)	<p>(原子力規制行政の独立性・中立性・透明性の確保)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子力規制委員会定例会において、科学的・技術的見地からの議論と意思決定を徹底することにより、原子力規制行政の独立性と中立性を確保した。また、透明性向上のため、被規制者との面談における自動文字起こし結果の公開、規制委員会ホームページの改善やホームページ上での迅速な情報提供、東京電力福島第一原子力発電所における事故の分析に係る映像の公開、原子力施設設置者の原子力部門の責任者との意見交換等の取組を行った。これらにより、原子力規制行政の独立性・中立性・透明性は、原子力規制委員会及び原子力規制庁において継続して保たれている。</li> <li>CEO、CNO、ATENA等被規制者との意見交換、委員による現場視察及び地元関係者との意見交換、炉安審・燃安審を公開で開催することにより、独立性・中立性・透明性を確保しつつ、規制行政を進めることができた。また、被規制者との面談内容のより詳細な内容の公開を相当程度進めることができた。</li> </ul> <p>(組織体制・運営等の継続的改善)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子力規制委員会マネジメントシステム改善ロードマップに沿った活動の継続的実施及び原子力規制委員会マネジメント規程の全部改正等によるマネジメントシステムの改善、業務マニュアル類の体系的整理及びイントラネットの共有による一元的管理の開始、マネジメントシステム内部監査による被監査部署への助言等を通じて、統合マネジメントシステムによる業務改善が進められたと評価する。</li> <li>IRRSフォローアップミッションの受入れに先立ち、事前提出資料(ARM)の取りまとめや体制整備を含む準備を適切に実施した上で、IRRSミッションチームと連携し、フォローアップミッションの円滑かつ実効的な実施を推進した。一連のIRRSミッションを経て組織体制の強化、組織運営の向上が図られ、規制基盤が改善された。フォローアップミッション後に明らかとなった課題をもとに、継続対応事項及び各事項の担当原課を整理し、令和2年3月に対応方針を取りまとめる予定。</li> </ul> <p>(国際機関との連携)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>重点計画に基づき、二国間や多国間、国際機関との協力を進め、また、人材育成も行いながら国際社会との連携に適切に対応した。</li> </ul> <p>(法的支援、訴訟事務等の実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子力規制委員会の所管に係る訴訟事務や不服申立てについて、関係機関・関係部署との連携により、増加する訴訟などに迅速かつ適切に対応できた。</li> <li>訴訟対応に活用するための調査として、論文の調査のほか、専門家に対して報告書や意見書等の作成を依頼し、令和元年度中に報告書を12通、意見書等を5通受領し、訴訟上利用した。</li> <li>法令等の立案及び運用における改善点を把握し、個別審査によって改善を図った。</li> </ul>			
	次年度の取組の方向性 (Act)	<p>(原子力規制行政の独立性・中立性・透明性の確保に係る取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子力規制庁職員と被規制者との面談内容について、令和元年度から試行している自動文字起こし結果公開の規模を拡大して実施し、本格導入に移す。</li> <li>ホームページリニューアルに向けて、令和元年度に行った概念設計・詳細設計の結果をもとに、詳細設計について引き続き検討を行うとともに、構築作業に着手する。あわせて、移行や動作のテストを行い、一般公開に向けて準備を進める。</li> <li>原子力規制委員会の結果概要をホームページに掲載する等の取組を継続するとともに、社会的な要求の高まりなどを踏まえ、必要に応じて、専門的事項について説明するコンテンツを作成する。</li> <li>引き続き、委員によるCEO、CNO、ATENAとの意見交換、現場視察及び地元関係者との意見交換、炉安審・燃安審を随時開催する。</li> <li>地元とのコミュニケーションに係る改善方策の検討及び実行に注力する。</li> </ul> <p>(組織体制・運営等の継続的改善)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>IRRSフォローアップミッションを踏まえ、安全文化の育成・維持及びマネジメントシステムの組織全体への定着に向けた新たな行動計画を作成する。</li> <li>原子力規制委員会の業務マニュアルの一元的管理の整備をすると共に、マネジメント規程を補完する文書を作成し、マネジメントシステムの組織全体の定着化を進める。</li> <li>IRRSミッションを経て明らかになった課題への対応の進捗管理を行う。</li> </ul> <p>(国際機関との連携)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>関連条約への対応、IAEA安全基準の策定・見直しや共同研究への参画等を通じて国際社会における原子力安全向上への貢献及び我が国の原子力規制の継続的改善につなげる。</li> <li>二国間、多国間での議論や調整に適切に参画・情報収集するとともに、拠出金の適正な管理、重要度に応じた原子力規制委員会内における情報共有、フォローアップを徹底する。</li> <li>経験豊富な人材の獲得、教育・訓練・研究・国際協力を通じ、職員の国際活動に係る力量向上に取り組む。特に国際会議等への積極的な参加、国際機関や海外の規制機関への職員派遣等により、若手職員の国際活動の経験の獲得を促す。加えて、関係部署が連携し、国際活動への参画を促進する環境の充実や職員の研修内容の一層の向上に取り組む。</li> </ul> <p>(法的支援、訴訟事務への着実な対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、適切な争訟対応を行っていくための訴訟や不服申立てに係る体制整備を図る。</li> <li>引き続き、各部署の法令等の立案及び運用に係る改善すべき点を把握し、個別審査による指摘により、着実な支援を行う。</li> </ul>			

令和元年度重点計画の達成状況の評価及び次年度の取組の方向性

施策名		II. 原子力施設等に係る規制の厳正かつ適切な実施							
目標(定量指標)(Plan)		評価の視点	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び年度ごとの実績値 目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	達成
			年度ごとの実績値(Do)						
			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度		
2-1	原子力災害対策特別措置法第10条による通報件数 【PDCA管理番号: II.2】	<ul style="list-style-type: none"> <li>審査の結果を踏まえた上で、厳正かつ適切に検査等を実施し、原子力災害対策特別措置法第10条による通報件数及び第15条による報告件数並びに公衆の被ばく、環境の汚染のおそれがある放射性物質の放出の件数はいずれも0件であったか。</li> </ul>	0件	0件	0件	0件	0件	原子力・放射線施設における事故を未然に防止するため、各種規制を講ずることが原子力規制委員会の根幹的な本務であるため。 (原子力災害対策特別措置法第10条の通報とは、原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性がある事象が生じたため、防護措置の準備を開始する必要がある段階のもの。同法第15条による通報とは、原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、迅速な防護措置を実施する必要がある段階のもの。加えて、環境中に相当量の放射性物質が放出され、公衆が著しい被ばくを受けることがないようにすることを目標とすることを明確にするため、局所的な影響を伴う事故(INES(国際原子力・放射線事象評価尺度)のレベル4以上)の発生件数を指標とする。)	A
2-2	原子力災害対策特別措置法第15条による通報件数 【PDCA管理番号: II.2】		0件	0件	0件	0件	0件		A
2-3	公衆の被ばく、環境の汚染のおそれがある放射性物質の放出の件数 【PDCA管理番号: II.2】		0件	0件	0件	0件	0件		A
			0件	0件	0件	0件	0件		
			0件	0件	0件	0件	0件		
			0件	0件	0件	0件	0件		
目標(定性指標)(Plan)		評価の視点	施策の達成状況の評価					達成	
実績(Do) (3.11報告の実績記載箇所)									
1	原子炉等規制法に係る審査の厳正かつ適切な実施 【PDCA管理番号: II.1】	<ul style="list-style-type: none"> <li>設置変更許可申請、工事計画認可申請、運転期間延長認可申請等について、厳正かつ適切に審査を実施したか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実用発電用原子炉について、142回の審査会合を開催した。実用発電用原子炉施設の設置変更許可17件、工事計画(変更)認可65件、保安規定変更認可22件等を行った。</li> <li>・女川原子力発電所2号炉の新規制基準適合性に係る設置変更許可を行った(令和2年2月26日)。特定重大事故等対処施設に係る設置変更許可(玄海、大飯)及び工事計画認可(高浜1, 2, 3, 4号炉、川内2号炉、伊方3号炉)、緊急時対策所の設置に係る設置変更許可(大飯)、リラクシングに係る設置変更許可(玄海)を行った。また、乾式貯蔵施設の設置の設置変更許可(伊方)に係る審査書を取りまとめた。</li> <li>・ふげんの廃止措置計画に係る審査会合1回、高速実験炉常陽の新規制基準適合性に係る審査会合11回、ふげんの現地調査1回、常陽の現地調査1回、人形峠環境技術センターの廃止措置計画に係る審査会合2回を行った。</li> <li>・試験炉施設の設置変更承認1件、設工認21件、保安規定変更認可5件及び廃止措置計画変更認可1件、核燃料物質の使用変更許可15件及び保安規定変更認可312件を行った。使用変更承認5件、合併及び分割の認可1件及び廃止措置計画認可2件を行った。また、ふげんの廃止措置計画認可1件、もんじゅの保安規定変更認可2件、ふげんの保安規定変更認可1件を行った。</li> <li>・加工施設の設工認7件(分割申請されている新規制基準適合性審査に係る処分)、加工施設の保安規定の認可処分2件、再処理施設の保安規定の認可処分1件、使用済燃料貯蔵施設に係る特定容器等の設計の型式証明変更承認2件、輸送容器の容器承認3件、輸送容器の設計承認と容器承認の期間更新をそれぞれ4件行った。</li> <li>・地震・津波に関する新規制基準適合性に係る設置変更許可の審査について、敷地の立地特性を踏まえて個別課題を抽出し、必要に応じて科学的根拠の拡充を求めると厳正かつ適切に審査を実施した。</li> <li>・高温工学試験研究炉の設置変更許可申請、リサイクル燃料貯蔵株式会社の使用済燃料貯蔵事業変更許可申請及び東海再処理施設の廃止措置計画変更認可のうち基準地震動等の自然現象に係る申請について、審査結果を取りまとめた。</li> </ul>					A	
	(3.11報告 第2章第1節)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高速増殖原型炉もんじゅ、東海再処理施設等について、廃止措置計画の審査等を適時適切に実施したか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・もんじゅ廃止措置安全監視チーム会合8回、東海再処理安全監視チーム会合9回、もんじゅの現地視察1回を行った。</li> <li>・もんじゅの廃止措置計画変更認可1件、東海再処理施設の廃止措置計画変更認可4件を行った。</li> </ul>						
2	原子炉等規制法に係る検査等の厳正かつ適切な実施 【PDCA管理番号: II.2】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新検査制度の運用に向け、必要な検討を行い、新検査制度に関する規則案等を準備できたか。</li> <li>・新検査制度の施行に向けた試運用を実施することができ、被規制者における改善措置活動の対象範囲や案件数が拡大したか。</li> <li>・審査の結果を踏まえた上で、厳正かつ適切に検査等を実施し、原子力災害対策特別措置法第10条による通報件数及び第15条による報告件数並びに公衆の被ばく、環境の汚染のおそれがある放射性物質の放出の件数はいずれも0件であったか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新検査制度に係る政令については、令和元年11月7日に公布され、原子力規制検査等の法令類のうち実用炉に関するものは、12月25日委員会決定し、令和2年1月23日に公布された。核燃料施設等に関する法令類は、令和2年2月5日委員会決定し、同年3月に公布予定である。他の内規類についても、年度内に必要な整備が終了する見込みである。</li> <li>・新検査制度の施行に向けた試運用については、指摘事項に対する重要度評価を含めたより本格運用に近い試運用フェーズ2を実施し、抽出された課題等をガイド類へ反映させた。年度後半では試運用フェーズ3として本格運用に向けた最終調整を行い、実施した。</li> <li>・使用前検査20件(実用炉14件、核燃料施設6件)、施設定期検査15件(実用炉12件、核燃料施設3件)を実施した。</li> <li>・法令に基づき厳正かつ適切に保安検査を実施した。違反事案の件数は実用炉関係の違反2件、核燃料施設等関係の違反4件である。</li> </ul>					A	
	(3.11報告 第2章第2節)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・評価の実施に当たっては、事故トラブルに対して事業者が行う原因究明と再発防止対策の適切性について、規制当局として独立した立場で確認するとともに、潜在的な安全上の影響も考慮し、原子力安全上の対応措置等の教訓に関する考察を行ったか。その際、事業者の対応に基づき随時公開会合を開催するとともに原子力規制委員会に対しても適時報告を行ったか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下の事故トラブルに関して、是正処置、再発防止策等の事業者の対応について、公開会合等で確認するとともに、適時規制委員会に報告した。                         <ul style="list-style-type: none"> <li>①柏崎刈羽発電所1号機における非常用ディーゼル発電機(B)の異常</li> <li>②核燃料サイクル工学研究所における核燃料物質の漏えい</li> <li>③大洗研究所材料試験炉における二次冷却系統冷却塔の倒壊</li> <li>④高浜発電所4号機における蒸気発生器伝熱管の損傷</li> <li>⑤伊方発電所3号機における原子炉容器上部炉心構造物吊り上げ時の制御棒引き上がり</li> </ul> </li> <li>・なお、令和2年2月19日に関西電力から報告があった「高浜発電所3号機における蒸気発生器伝熱管の損傷」については、今後、事業者の対応を公開会合で確認していく。</li> </ul>						
	最新知見等に基づく規制制度の策定、見直し 【PDCA管理番号: II.3】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ウラン廃棄物を含む低レベル放射性廃棄物の浅地中処分に係る規制基準の拡充・整備、第二種廃棄物に係る規制基準等の整備、クリアランスレベルの設定対象の拡大及び同レベルの合理的な確認方法の構築を行ったか。</li> <li>・規制制度への反映が必要な事項について、現行検査の中で新検査制度の手法を取り入れた試行を実施し、新検査の本格運用に向けた準備を行うなど、計画的に検討及び制度改正を行ったか。</li> <li>・発電用原子炉施設のデジタル安全保護系の共通要因故障対策について検討を行い、制度改正の可否等について一定の結論を得たか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ビット処分及びトレンチ処分に係る規則等を改正し、公布・施行した(令和元12月5日)。</li> <li>・中深度処分に係る基準等の整備については、事業者等からの意見聴取を踏まえ、規制基準策定の方針を規制委員会です承した(令和2年1月)。</li> <li>・「クリアランスの測定及び評価の方法に係る審査基準」の意見募集を行ったうえで決定した(令和元年9月)。</li> <li>・クリアランス対象施設の拡大及びクリアランスレベル設定対象種別の拡大を行う規則の制定案及び審査基準の改正案を策定し、意見募集を行う予定である(令和2年3月)。</li> <li>・検査制度見直しに関する検討チーム及びワーキンググループや関連する事業者面談での原子力事業者等からの意見や、新検査制度の試運用・試行から抽出された課題などを法令類へ反映させた。</li> <li>・現行使用前検査と新たな制度下での検査・確認を並行して的確に運用するため、使用前検査の効率的な運用の方針について、規制委員会に諮り、使用前検査実施要領(標準要領)を制定するとともに、使用前事業者検査ガイドブックを制定した。</li> <li>・発電用原子炉施設におけるデジタル安全保護系の共通要因故障対策について、国際的な動向を調査し、その結果も踏まえて、信頼性向上の観点から現行規制の見直しに着手した(令和元年9月)。</li> <li>・計4回の検討チーム会合を通じて原子力事業者との丁寧なコミュニケーションを行い検討を進めた。</li> </ul>						

3	(3.11報告 第2章第3節及び第4章第2節)	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力施設の安全性に影響を与える、地震、津波、火山等の自然現象の情報収集及び分析の強化を行い、適切に規制への反映を行ったか。</li> <li>審査を通じた新たな規制につながる可能性のある事案の抽出を適切に行うとともに、原子力規制企画課制度班を中心とし原子力規制部内、技術基盤課との連携の強化を図りつつ、適切に基準化の作業を進めたか。</li> <li>規制基準が改正された場合は、それに伴う審査及び検査を厳正かつ適切に実施したか。</li> <li>情報収集、スクリーニングを実施した上で技術情報検討会及び原子炉安全専門審査会・核燃料安全専門審査会を定期的に開催し、国内外の事故・トラブル及び海外における規制動向に係る情報の収集・分析を着実に実施したか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大山生竹テフラの既許可の降下火砕物の最大層厚の設定が不相当であるため、関西電力に対して設置変更許可申請を命令した。現在、大飯発電所3、4号炉、高浜発電所1～4号炉及び美浜発電所3号炉の設置変更許可申請書が提出され、審査を行っているところ。</li> <li>高浜発電所の警報が発表されない可能性のある津波への対応について、関西電力から設置変更許可申請を行う旨とそれに伴う必要な対策を講じるまで1～4号炉を同時に運転しない旨を確認。高浜発電所1～4号炉の設置変更許可申請書が提出され、審査を行っているところ。</li> <li>火山部会において、観測データに有意な変化があったと判断する目安について審議するとともに、九州電力が実施した川内原子力発電所及び玄海原子力発電所の火山モニタリング結果に関する評価結果について審議した。</li> <li>震源を特定せず策定する地震動に関する検討チームとして検討結果を取りまとめ、原子力規制委員会に検討結果を報告した。また、標準応答スペクトルの規制への取り入れ方を規制委員会へ報告し設置許可基準規則解釈及び審査ガイドを改正すること、事業者が対応するために必要な期間等を事業者から聴取することとし、事業者からの意見を聴取した。</li> <li>原子力発電所の火山影響評価ガイドについて、分かりやすさの観点から記載を見直し改正した(令和元年12月)。</li> <li>放射線審議会の答申を踏まえ、眼の水晶体の等価線量限度の変更に関する原子炉等規制法の関係告示を改正した(令和2年2月)。</li> <li>外運搬告示改正及び申請手続ガイドの制定に関して、関係部門と調整を行い、案を委員会に諮り意見募集を実施。令和2年2月に意見募集結果を踏まえ告示改正及びガイドを制定した。</li> <li>従来のプロセスにおいて重要性や緊急性の観点から随時見直しの対象とならなかった審査経験・実績の反映による規制基準の継続的な改善について、その具体的な検討の進め方が規制委員会において了承された(令和元年10月)。これに基づき、検討すべき課題について原子力規制庁内からの意見・提案を収集した。</li> <li>燃料被覆管、高エネルギーアーク損傷、柏崎刈羽6、7号機の審査知見の反映等、規制基準改正に伴い変更申請等がなされたものに対して審査及び検査を厳正に実施した。</li> <li>国内外原子力施設の事故・トラブル情報及び海外規制動向に係る最新情報を定期的に収集・分析した。また、国内原子力施設等の事故・トラブル公開会合(1回)を開催し、情報収集を行った。</li> <li>181件の事故・トラブル情報の1次スクリーニング結果と3件の2次スクリーニング結果を技術情報検討会で検討し、外部専門家で構成される原子炉安全専門審査会・核燃料安全専門審査会に報告し、助言を求めた。</li> <li>運転検査官会議において国内外原子力施設の最新事例紹介を行った(3回)。運転経験関連の国際会合において国内トラブル情報の発信並びに加盟国との情報交換を行った(6回)。</li> </ul>	A	
	4	安全と核セキュリティと保障措置の調和【PDCA管理番号: II.4】  (3.11報告 第2章第4節)	<ul style="list-style-type: none"> <li>以下のそれぞれについて、適切に運用したか。 <ul style="list-style-type: none"> <li>許認可申請等がなされた場合、担当部署から他の措置の担当部署に照会をしてそれぞれの観点で影響がないか確認する。</li> <li>現地検査官等が他の措置に関する気づき事項があった場合には本庁の関係部署に情報共有等を行う。</li> <li>信頼性確認に係る訓令に基づき、適切に運用する。</li> </ul> </li> <li>規制要求化の要否の検討に向けた干渉事例の収集等を継続的に行ったか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>審査及び検査の両面において、安全と核セキュリティの相互影響の確認や情報共有等の運用を適切に行った。そのための職員の信頼性確認についても適切に運用した。</li> <li>安全と核セキュリティ及び保障措置担当部署間の連携を確固としたものとするため、これらの調和に関する内部文書を策定した。</li> <li>相互の干渉事例の収集等について、継続的に取り組んだ。</li> </ul>	A
	5	放射性同位元素等規制法に係る規制の厳正かつ適切な実施【PDCA管理番号: II.5】  (3.11報告 第2章第5節)	<ul style="list-style-type: none"> <li>改正した放射線障害防止法の施行を踏まえ、厳正かつ適切な審査・検査を実施しているか。</li> <li>IRRSの指摘や安全研究の成果を踏まえて、放射線障害防止法に関する法令の継続的な改善を行っているか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>放射性同位元素等規制法に基づき、防護措置等の新たな規制要求に係る適切な審査・検査の準備を行い、実施した。</li> <li>新たな眼の水晶体の等価線量限度の規制への取入れについて、関係者と協議をし、規則・告示を改正した。</li> <li>事業者における放射線測定の信頼性確保の義務化に向けて、測定に関する規制要求の方針を決定した。</li> </ul>	A
目標達成度合いの測定結果		<b>総括的評価</b> (各行政機関共通区分)	A	判断根拠	全ての測定指標において目標を達成したため
評価結果	評価・分析 (Check)	(原子炉等規制法に係る審査の厳正かつ適切な実施) ・事業者からの申請に対し厳正かつ適切に審査を実施した。  (原子炉等規制法に係る検査等の厳正かつ適切な実施) ・法令に基づき厳正かつ適切に検査を実施した。 ・新検査制度の施行に向けた試運用を計画的に実施した。 ・事故トラブルに関して、是正処置、再発防止策等の事業者の対応について、公開会合で確認するとともに、適時規制委員会に報告した。  (最新知見に基づく規制制度の策定、見直し) ・火山影響評価ガイドや眼の水晶体の等価線量限度の変更に関する原子炉等規制法の関係告示の改正等を行った。 ・発電用原子炉施設のデジタル安全保護系の共通要因故障対策に関する現行規制の見直しについて検討を進めた。 ・原子力規制部内、技術基盤課との連携の強化を図り、適切に基準化の作業を進めるための枠組みを策定するとともに、火山影響評価ガイド等具体的な改正も実施した。 ・国内外の事故・トラブル情報を収集し、分析し、定期的に技術情報検討会を開催して共有した。 ・大山生竹テフラの降下火砕物の最大層厚の設定、警報が発表されない可能性のある津波への対応に係るバックフィットを行った。 ・従来のプロセスにおいて重要性や緊急性の観点から随時見直しの対象とならなかった審査経験・実績の反映による規制基準の継続的な改善について、その具体的な検討の進め方が規制委員会において了承された(令和元年10月)。これに基づき、検討すべき課題について原子力規制庁内からの意見・提案を収集した。  (安全と核セキュリティと保障措置の調和) ・審査及び検査の両面において、安全と核セキュリティの相互影響の確認や情報共有等の運用を適切に行った。安全と核セキュリティ及び保障措置の調和に関する内部文書を策定した。  (放射線障害防止法に係る規制の厳正かつ適切な実施) ・放射線障害防止法(改正後は、放射性同位元素等規制法)に基づき、防護措置等の新たな規制要求に係る適切な審査・検査の実施準備を行い、実施した。 ・眼の水晶体の等価線量限度の変更に関する規制への取入れについて、関係者と協議をし、規則及び告示の改正をした。 ・放射線測定の信頼性確保の義務化に向けて、放射線測定の信頼性を確保すべく、測定に関して新たな規制要求の方針を決定した。			
	次年度の取組の方向性 (Act)	(原子炉等規制法に係る審査の厳正かつ適切な実施) ・次年度においても、事業者からの申請に対し厳正かつ適切に審査を実施する。  (原子炉等規制法に係る検査等の厳正かつ適切な実施) ・次年度から計画通り新検査制度を本格実施するとともに、引き続き、新検査制度に係る各種教育訓練、研修及び実運用での経験を積み重ねる。 ・引き続き、事故トラブルについて、公開会合での確認等を通じて適切に対応する。  (最新知見に基づく規制制度の策定、見直し) ・実用発電用原子炉の新規制基準適合性審査により得られた経験等をもとに、現行規制基準等について、具体化や明確化を図るための計画を策定し、作業に着手する。 ・発電用原子炉施設のデジタル安全保護系の共通要因故障対策のうち多様化設備に係る要求事項及び規制手法について一定の結論を得る。また、電磁的障害に係る国外の知見、規制動向等の情報収集を踏まえ、制度改正の要否等についての検討を開始する。 ・国内外原子力施設の事故・トラブル情報及び海外規制動向に係る最新情報を定期的に収集・分析し、安全上重要なものを、技術情報検討会に報告する。 ・運転検査官会議において国内外原子力施設の最新事例紹介を行うとともに、運転経験関連国際会合において国内トラブル情報の発信ならびに加盟国との情報交換を行う。 ・引き続き、中深度処分に係る基準等の整備、クリアランス関係規則等の整備に取り組む。 ・輸送分野に関し、IRRSミッションで指摘された事項について、関係する規則の改正等を行うとともに、IAEA放射性物質安全輸送規則(2018年版)を国内規制へ取り入れる。  (安全と核セキュリティと保障措置の調和) ・安全と核セキュリティ及び保障措置の調和に関する内部文書に則り、審査・検査業務を適切に行う。  (放射性同位元素等規制法に係る規制の厳正かつ適切な実施) ・放射性同位元素等規制法に基づき、防護措置等の新たな規制要求の実施にかかる適切な審査・検査を引き続き実施する。 ・放射線測定の信頼性確保について、上記方針に基づき、次年度中の施行規則及び予防規程ガイドの改正を目指して、引き続き検討を行う。			

令和元年度重点計画の達成状況の評価及び次年度の取組の方向性

施策名		Ⅲ. 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視等							達成
目標(定量指標)(Plan)		評価の視点	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び年度ごとの実績値 目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	達成
			年度ごとの実績値(Do)						
			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度		
1-1	東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視(中期的リスクの低減目標マップのうち、当該年度までに完了した項目数) 【PDCA管理番号:Ⅲ.1】	・中期的リスクの低減目標マップに示された事項について、遅延なく進められる(平成31年度末までに33項目を完了)よう監視・指導することができたか。	-	-	-	28	33	東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組が安全かつ円滑に進むには、中期的リスクの低減目標マップに示された事項について、遅延なく進められる(2019年度末までに33項目を完了)よう監視・指導することが望ましいため。	A
1-2	東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視(実施計画の変更認可申請について、申請から一年以上経過している案件の数(各年度末時点)) 【PDCA管理番号:Ⅲ.1】	・実施計画の変更認可申請に対する審査及び審査の結果を踏まえた検査等について、厳正かつ適切に実施できたか。また、変更認可申請から一年以上経過している案件の数を0件とすることができたか。	-	-	-	0件	0件	東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組が安全かつ円滑に進むには、実施計画の変更認可申請に対する審査を、滞りなく進めることが重要なため。	B
目標(定性指標)(Plan)		評価の視点	施策の達成状況の評価					達成	
実績(Do) (3.11報告の実績記載箇所)									
1	東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視 【PDCA管理番号:Ⅲ.1】  (3.11報告 第3章第1節)	・中期的リスクの低減目標マップに示された事項について、遅延なく進められる(平成31年度末までに33項目を完了)よう監視・指導することができたか。  ・中期的リスクの低減目標マップに係る事項のうち、重要検討課題と位置づけたものについて、適切な検討が行えたか。  ・実施計画の変更認可申請に対する審査及び審査の結果を踏まえた検査等について、厳正かつ適切に実施できたか。また、変更認可申請から一年以上経過している案件の数を0件とすることができたか。	・特定原子力施設監視・評価検討会を9回開催し、1号機及び2号機の使用済燃料プールからの使用済燃料等の取り出し方針の決定等の重要検討課題を含めた、中期的リスクの低減目標マップに示された事項に対する東京電力の取組の監視・指導を行った。 ・令和元年6月26日の第10回原子力規制委員会において、特定原子力施設監視・評価検討会の体制について、取り扱う議題の変更等に合わせ、外部専門家の追加等の見直しを行った。  ・東京電力福島第一原子力発電所の中期的リスクの低減目標マップ(以下、「中期的リスクの低減目標マップ」という。)に示された事項については、1号機廃棄物処理建屋の残水処理及び4号機建屋内滞留水の優先処理、1号機及び2号機の使用済燃料プールからの使用済燃料等の取り出し方針の決定並びに3号機タービン建屋の開口部閉止が完了したこと並びに8.5m盤のフェーシング、放射性物質の分析体制の強化及び能力の向上の方策の検討並びに構内設備等の長期保守管理計画の策定について3月末までに完了予定であることを確認した。中期的リスクの低減目標マップに示された重要検討課題について、今年度完了予定だったものについては、着実に進捗したものと評価する。 ・一方で、1/2号機共用排気筒の上部解体等、中期的リスクの低減目標マップに示された事項の一部では、トラブル等の発生により、東京電力の取組が遅れている事項があった。当該事項については、進捗ありきではなく、作業が安全かつ着実に進むことを最優先としつつ、目標が達成できるよう、特定原子力施設監視・評価検討会等で改善を求めると、厳格に監視・指導していく。 ・廃炉作業の進捗による東京電力福島第一原子力発電所におけるリスク低減目標の長期化等を踏まえ、3月をめぐり中期的リスクの低減目標マップの改定を予定している。					A	
2	東京電力福島第一原子力発電所事故の分析 【PDCA管理番号:Ⅲ.2】  (3.11報告 第3章第2節)	・高線量下で取り扱っていない技術的な項目について、東京電力が行う現地調査結果等を踏まえ、新たな知見が得られるよう継続して事故の分析を行えたか。  ・国際的な調査研究活動等に参加し、これらの結果等について海外へ情報発信できたか。	・東京電力福島第一原子力発電所において15回の現場調査を実施し、事故分析に必要な情報の収集等を行った。 ・3号機原子炉建屋の内部調査の映像公開や、プレスオープンでの現場調査の実施など、事故分析に係る積極的な情報発信を行った。 ・令和元年9月の原子力規制委員会において、事故分析の実施方針や体制等について決定し、当該決定に基づき、東京電力福島第一原子力発電所における事故の分析に係る検討会の体制を再整備し、当該検討会を4回開催し、事故分析に係る検討を進めた。 ・事故分析を進めるにあたっては、原子力エネルギー協議会(ATENA)に協力を求め、事故分析に必要な情報の効果的な収集を行った。 ・事故分析に係る作業と廃炉作業の整合を図るため、原子力規制庁と関係機関による調整の場として、「福島第一原子力発電所廃炉及び事故分析に係る連絡・調整会議」を設置し、当該会議を3回開催し、必要な調整等を行った。  ・7月に東京で開催された国際会議(The 2nd meeting of the OECD/NEA/ARC-F Project)に出席し、これまでに得られた知見と課題、及びプロジェクトの進め方について認識の共有を行った。また、2月にパリで開催された国際会議(同3rd meeting)に出席し、今後の研究課題について意見交換を行った。					A	
3	東京電力福島第一原子力発電所事故後の対応における環境放射線モニタリングの実施 【PDCA管理番号:Ⅲ.3】  (3.11報告 第3章第3節)	・総合モニタリング計画に基づいた陸域・海域の環境放射線モニタリングを実施し、その結果を遅滞なく公表したか。  ・「復興・創生期間」後を見据えて、モニタリングのあり方について検討し、必要な予算措置等を講じたか。  ・リアルタイム線量測定システムの配置の適正化の見通しが得られたか。	・総合モニタリング計画に基づき、関係府省、地方公共団体等と連携して大気浮遊じん、降下物、土壌等の環境試料を採取し、放射能分析を実施した。また、その結果について遅滞なく公表した。  ・「復興・創生期間」後を見据えたモニタリングのあり方について検討し、必要な予算措置等を講じた。また、原子力被災者環境放射線モニタリング対策関連交付金を活用したモニタリングのあり方について、関係自治体と協議した。  ・リアルタイム線量測定システムの配置の適正化については、福島県を始めとする関係自治体との調整を行い、平成30年3月の方針を変更し、令和元年5月の原子力規制委員会において、当面存続させることを基本とする新たな方針を決定した。					A	
目標達成度合いの測定結果		総括的評価 (各行政機関共通区分)	B	判断根拠	一部の測定指標で目標が達成されなかったが、主要な測定指標は概ね達成したため				
評価結果	評価・分析 (Check)	(東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視) ・中期的リスクの低減目標マップに示された事項について、35件(うち、3件が3月完了見込み)が完了した。また、廃炉作業の進捗による東京電力福島第一原子力発電所におけるリスク低減目標の長期化等を踏まえ、中期的リスクの低減目標マップの改定を行っている。 ・東京電力福島第一原子力発電所における規制を見直し、関係法令等の整備を行った。 ・東京電力から提出される実施計画の変更認可申請について厳正な審査を行い、19件認可した。 ・一方で、東京電力における検討の進捗状況等により、申請から一年以上経過している案件が2件存在している。 ・上記より、東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視について、令和元年度の目標をおおむね達成したと評価する。  (東京電力福島第一原子力発電所事故の分析) ・事故分析の実施方針や体制等について整備し、現場調査や各会合によって、必要な情報収集、調整及び検討を着実に実施した。 ・上記より、東京電力福島第一原子力発電所事故の分析について、令和元年度の目標をおおむね達成したと評価する。  (東京電力福島第一原子力発電所事故後の対応における環境放射線モニタリングの実施) ・「総合モニタリング計画」に基づく福島県を始めとした陸域・海域の環境放射線モニタリングを実施し、その結果を遅滞なく公表した。 ・「復興・創生期間」後を見据えた、モニタリングや予算のあり方について検討を行い、必要な予算措置等を講じた。 ・リアルタイム線量測定システムの配置の適正化に関し、令和元年5月の原子力規制委員会において新たな方針を決定した。 ・これらにより東京電力福島第一原子力発電所事故後の対応における陸域・海域の放射線モニタリングを着実に実施した。							
	次年度の取組の方向性 (Act)	(東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視) ・中期的リスクの低減目標マップに示された1つ1つの事項が早期に達成されるよう規制当局として取り組む。これまでの進捗を踏まえつつ、重点的な取組が求められると特定されたリスクが着実に低減されるよう、東京電力の廃炉の実施状況を監視するとともに、必要な助言等を行う。 ・東京電力から提出される実施計画の変更認可申請について、審査を厳正かつ着実に実施する。また、関連部署との調整及び原子力事業者からの情報収集を滞ることなく行うとともに、東京電力福島第一原子力発電所における規制の見直しを踏まえ、実施計画の遵守状況について厳正かつ適切な検査等を実施する。  (東京電力福島第一原子力発電所事故の分析) ・現場調査による情報収集や、東京電力福島第一原子力発電所における事故の分析に係る検討会等における議論等を実施し、事故分析を進める。また、2020年内をめぐり、中間的な報告書を取りまとめる。 ・福島第一原子力発電所廃炉及び事故分析に係る連絡・調整会議等において、関係機関との調整を行い、事故分析のための調査と廃炉作業の整合を図り、事故分析及び廃炉の円滑な進捗に資する。 ・事故の分析に係る国際的な調査研究活動等に参加し、国際的な原子力の安全向上に貢献する。  (東京電力福島第一原子力発電所事故後の対応における環境放射線モニタリングの実施) ・「総合モニタリング計画」に基づく福島県を始めとした陸域・海域の環境放射線モニタリングを実施し、その結果を遅滞なく公表する。 ・今後のモニタリングや予算のあり方について検討する。							

令和元年度重点計画の達成状況の評価及び次年度の取組の方向性

施策名		IV. 原子力の安全確保に向けた技術・人材の基盤の構築							
目標(定量指標)(Plan)		評価の視点	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び年度ごとの実績値 目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	達成
			年度ごとの実績値(Do)						
			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度		
4-1	原子力規制人材の確保・育成及び研究系職員の研究環境整備の拡大・推進(採用数の確保) 【PDCA管理番号:IV.4】	平成31年度増員分相当の29名(障害者7名含む)程度の採用者数を確保するとともに、新卒採用のうち30%以上の女性割合を維持できたか。	-	-	-	-	29名	原子力規制人材を育成していくために、平成31年度増員分相当の29名(障害者7名含む)程度の採用者数を確保するとともに、新卒採用のうち30%以上の女性割合を維持することが重要である。	A
4-2	原子力規制人材の確保・育成及び研究系職員の研究環境整備の拡大・推進(採用数の確保) 【PDCA管理番号:IV.4】	平成31年度増員分相当の29名(障害者7名含む)程度の採用者数を確保するとともに、新卒採用のうち30%以上の女性割合を維持できたか。	-	-	-	-	30%	原子力規制人材を育成していくために、平成31年度増員分相当の29名(障害者7名含む)程度の採用者数を確保するとともに、新卒採用のうち30%以上の女性割合を維持することが重要である。	A
実績(Do) (3.11報告の実績記載箇所)		評価の視点	施策の達成状況の評価					達成	
1	最新の科学的・技術的知見に基づく規制基準の継続的改善 【PDCA管理番号:IV.1】	<ul style="list-style-type: none"> <li>GENERIC ISSUESタスクフォース、最新知見等を踏まえ、着実に規制基準等の見直しの可否を判定したか。</li> <li>規制担当課への安全研究に関する情報提供(技術支援)を行ったか。</li> <li>必要に応じて民間規格の技術評価の計画を見直すとともに、当該計画に基づいて技術評価を行っているか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力発電所敷地内での使用済燃料の貯蔵に用いられる兼用キャスクに係る関係規則等を改正した(平成31年4月)。</li> <li>IRRSによる「人的組織的要因の考慮」に関する提言を踏まえた安全文化に係るガイド及び原因分析に係るガイドを制定した(令和元年12月)。</li> <li>従来のプロセスにおいて重要性や緊急性の観点から随時見直しの対象とならなかった審査経験・実績の反映による規制基準の継続的な改善について、その具体的な検討の進め方が規制委員会において了承された(令和2年1月)。これに基づき、検討すべき課題について原子力規制庁内からの意見・提案を収集した。</li> <li>技術情報検討会の1次・2次合同ワーキングにおいて、GENERIC ISSUESタスクフォース(以下「GITF」という。)から得られた知見を技術基盤課から規制担当課に情報提供するとともに、安全上重要なものについて、技術情報検討会に情報を共有した。</li> <li>原子力規制部等からの技術支援依頼を受け基盤グループから規制部各課に技術支援した。</li> <li>技術評価を希望する民間規格を、事業者から聴取し、原子力規制部からの意見を踏まえ、民間規格の技術評価の計画を策定した(令和元年6月)。</li> <li>維持規格の技術評価書の策定及びそれに関連する規則解釈等を改正した(令和元年6月)。</li> <li>技術評価計画に基づき、原子炉圧力容器に対する供用期間中の破壊靱性の確認方法等の技術評価に関する検討チームを立ち上げ(令和元年7月)、検討チーム会合を6回開催し、技術評価を行った。</li> <li>令和2年度の民間規格の技術評価の実施に係る計画を策定するために、事業者から技術評価を希望する規格を聴取した(令和2年2月)。</li> <li>ピット処分及びトレンチ処分に係る規則等を改正し、公布・施行した(令和元12月5日)。</li> <li>中深度処分に係る基準等の整備については、事業者等からの意見聴取を踏まえ、規制基準策定の方針を規制委員会です承した(令和2年1月)。</li> <li>「クリアランスの測定及び評価の方法に係る審査基準」を意見募集を行った上で決定した(令和元年9月)。</li> <li>クリアランス対象施設の拡大及びクリアランスレベル設定対象核種の拡大を行う規則の制定案及び審査基準の改正案を策定し、意見募集を行う予定である(令和2年3月)。</li> </ul>					A	
2	国内外の最新知見情報に関する収集・分析と規制活動への反映 【PDCA管理番号:IV.2】	<ul style="list-style-type: none"> <li>実施した安全研究成果、学会活動への参加、国際会議への出席等により得られる最新知見を収集し、GENERIC ISSUESタスクフォースを運営し、最新知見を基準及び規制活動等に適切に反映させたか。</li> <li>発電用原子炉施設のデジタル安全保護系の共通要因故障対策についての検討に関して、国外の知見、規制動向等を情報収集できたか。</li> <li>審査を通じた新たな規制につながる可能性のある事案の抽出を適切に行うとともに、原子力規制企画課制度班を中心とし原子力規制部内、技術基盤課との連携の強化を図りつつ、適切に基準化の作業を進めたか。(再掲)</li> <li>規制基準が改正された場合は、それに伴う審査を厳正かつ適切に実施したか。(再掲)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>安全研究の実施、学会活動への参加、国際会議への出席等により得られる最新知見を収集し、GITFを運営した。50件のスクリーニングを実施し、以下の6件の要対応技術情報(候補)を抽出し、技術情報検討会に報告した。 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 日本海溝沿いの地震活動の長期評価について</li> <li>② 福島県による津波浸水想定について</li> <li>③ 中性子照射がコンクリートの強度に及ぼす影響に関する知見について</li> <li>④ キャスクのスラップダウン落下試験から得られた最新知見について</li> <li>⑤ 重大事故環境下におけるケーブルの絶縁特性評価について</li> <li>⑥ 航空機落下事故に関するデータについて</li> </ul> </li> <li>発電用原子炉施設におけるデジタル安全保護系の共通要因故障対策について、国際的な動向を調査し、その結果も踏まえて、信頼性向上の観点から現行規制の見直しに着手した(令和元年9月)。</li> <li>計4回の検討チーム会合を通じて原子力事業者との丁寧なコミュニケーションを行い、検討を進めた。</li> <li>原子力発電所の火山影響評価ガイドについて、分かりやすさの観点から記載を見直し改正した(令和元年12月)。</li> <li>放射線審議会の答申を踏まえ、眼の水晶体の等価線量限度の変更に関する原子炉等規制法の関係告示を改正した(令和元年2月)。</li> <li>外運搬告示改正及び申請手続ガイドの制定に関して、意見募集を経て告示を改正し、ガイドを制定した。</li> <li>従来のプロセスにおいて重要性や緊急性の観点から随時見直しの対象とならなかった審査経験・実績の反映による規制基準の継続的な改善について、その具体的な検討の進め方が規制委員会において了承された(令和元年10月)。これに基づき、検討すべき課題について原子力規制庁内からの意見・提案を収集した。</li> <li>燃料被覆管、高エネルギーアーク損傷、柏崎刈羽6、7号機の審査知見の反映等、規制基準改正に伴い変更申請等がなされたものに対して審査を厳正に実施した。</li> <li>燃料被覆管、高エネルギーアーク損傷、柏崎刈羽6、7号機の審査知見の反映等、規制基準改正に伴い変更申請等がなされたものに対して審査を厳正に実施した。</li> </ul>					A	
	(3.11報告 第2章第3節及び第4章第2節)	<ul style="list-style-type: none"> <li>規則制度を改正した場合に伴う検査等を厳正かつ適切に実施したか。(再掲)</li> <li>情報収集、スクリーニングを実施した上で技術情報検討会及び原子炉安全専門審査会・核燃料安全専門審査会を定期的に開催し、国内外の事故・トラブル及び海外における規制動向に係る情報の収集・分析を着実に実施したか。(再掲)</li> <li>原子力施設の安全性に影響を与える、内外の自然現象の情報収集及び分析の強化を行ったか。(国外) <ul style="list-style-type: none"> <li>- インドネシアとの情報収集の仕組み作りは進んだか。</li> <li>- インドネシア地震津波に関する情報を入手したか。また、情報を分析し、必要に応じて最新知見として技術情報検討会に報告したか。</li> </ul> </li> <li>(国内) <ul style="list-style-type: none"> <li>- 国内の自然現象として収集した情報を分析し、最新知見かどうか判断したか。また、規制活動に影響を及ぼす情報を技術情報検討会に報告したか。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国内外原子力施設の事故・トラブル情報及び海外規制動向に係る最新情報を定期的に収集・分析した。また、国内原子力施設等の事故・トラブル公開会合(1回)において、情報収集を行った。</li> <li>181件の事故・トラブル情報の1次スクリーニング結果と3件の2次スクリーニング結果を技術情報検討会で検討し、外部専門家で構成される原子炉安全専門審査会・核燃料安全専門審査会に報告し、助言を求めた。</li> <li>運転検査官会議において国内外原子力施設の最新事例紹介を行い(3回)、運転経験関連国際会合において国内トラブル情報の発信ならびに加盟国との情報交換を行った(6回)。</li> <li>(国外) <ul style="list-style-type: none"> <li>- 国外で発生した自然現象に関する情報収集の枠組みの構築に向けて、インドネシア地震津波を対象に、インドネシア原子力規制機関(BAPETEN)等を通じた協力による、インドネシアの研究機関等とのコネクションづくり及び現地調査の可能性を検討した。BAPETENとは令和元年9月に二国間会合を行い、現地調査及び情報交換会合の開催への協力が得られた。開催実現に向けて日程調整を進めており、3月にインドネシアを訪問する予定(2月末時点見込み)。</li> <li>- インドネシア地震津波に関する情報収集の一環で、インドネシアで開催された国際シンポジウム(International Symposium on the Lessons Learnt from the 2018 Tsunamis in Palu and Sunda Strait)等に参加するとともに、現地調査を実施した学識者・有識者へのヒアリング(全3回※)及び学識者による原子力規制庁での講演会(全6回※)を開催し、知見の共有・蓄積を図った。文献調査による収集情報について、分析を行い、スラウェシ地震津波について技術情報連絡会にて情報を共有した。(※平成31年1月からの回数)</li> </ul> </li> <li>(国内) <ul style="list-style-type: none"> <li>- 国内の自然現象に関する情報については、政府機関、研究機関の委員会、学会等に参加し、収集した情報について分析を行い、地震調査推進本部による「日本海溝沿いの地震活動の長期評価の改訂について」、福島県による「津波浸水想定について」を技術情報検討会に報告し、情報を共有した。</li> </ul> </li> </ul>					A	



3	安全研究の推進 【PDCA管理番号: IV.3】	<ul style="list-style-type: none"> <li>実施方針等に基づき定めた計画に沿って安全研究業務を達成できたか。</li> <li>事前、中間、事後及び年次評価が計画どおりに実施できたか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>実施方針に基づき24件の安全研究プロジェクトを実施した。それらの成果を積極的に公表した(掲載済み論文19件)。また、学会から3件の賞を受賞した。掲載論文数は、昨年度の15件を上回り、優れた学術的成果を創出した。</li> <li>事前評価(5件)、中間評価(5件)、事後評価(5件)を計画どおり実施し、原子力規制委員会に報告した。また、年次評価は研究課の業務マネジメントの一環として実施した。</li> <li>令和2年度以降の安全研究実施方針を策定した(7月)。</li> </ul>	A	
	(3.11報告 第4章第3節)	<ul style="list-style-type: none"> <li>二国間又は他国間の研究に関する国際活動に積極的に参加できたか。特に、東京電力福島第一原子力発電所に関するものは、国際的な調査活動等に参加し、これらの結果等を海外へ情報発信できたか。</li> <li>JAEA安全研究センター等の共同研究を計画どおりに進めることができたか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>二国間の国際活動(NRC、IRSN及びGRS)との情報交換を実施するとともに、OECD/NEAにおける国際共同研究プロジェクト(17件)、OECD/NEA CSNI傘下のワーキンググループ等(11件)に参画するなど、国際活動に積極的に参加した。</li> <li>OECD/NEA/CSNIの調査研究活動(ARC-F)に参加し、事故シナリオ及び核分裂生成物の移行・拡散に係る解析の現状と課題について、12か国(22機関)と認識を共有した。</li> <li>研究職の技術力向上にも資する共同研究の実施に関し、JAEA安全研究センター等と新規11件を含む13件の共同研究(内訳: JAEA等9件、大学11件(重複含む))を進めた。</li> </ul>		
4	原子力規制人材の確保・育成及び研究系職員の研究環境整備の拡大・推進 【PDCA管理番号: IV.4】	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力規制人材育成事業については、引き続き意見交換会を実施するとともに、2019年度に終了を予定している事業者について、事業の評価体系を整備できたか。その他の事業者についても達成度を評価し、その後の対応方針を検討できたか。</li> <li>新検査制度の本格的運用に向けて規制実務を担うことができる人材を確保・育成できたか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>人材育成事業については、事業の評価体系及び達成度の評価を年度内に行い、事業者を集めた情報交換会を来年度初めに実施する予定である。</li> <li>新検査制度の本格的運用等に係る人材育成について、研修等を適切に実施し、必要な任用資格の付与を行っている。なお、原子力検査資格については、本年3月までに必要な職員に付与すべく、任用資格の認定に係る体制を強化して実施している。また、若手職員を対象とした基本資格に係る教育訓練課程を適切に実施している。</li> </ul>	A	
	(3.11報告 第4章第4節)	<ul style="list-style-type: none"> <li>研究系職員の研究環境整備のため、大学やJAEA安全研究センター等の外部の研究組織/部門との人材派遣を含む人事交流や共同研究事業の拡大・推進が図られたか。また、安全研究の結果に基づく公表活動を通じて、研究系職員の研究能力の向上に努めたか。</li> <li>研究に専念させるためのバックオフィスに係る環境整備の充実・強化がなされたか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>共同研究事業に37名の職員(重複含む)に従事させるとともに、JAEA安全研究センターに3名の職員を派遣し試験研究に専従させた。</li> <li>学会発表等の公表活動の場で専門家との議論を通じ研究職員の能力向上に努めた。</li> <li>研究4部門の総括業務の一部について、研究4部門の各原班の班長が対応する体制を構築し、総括班の業務及び人数の削減を図った。これにより、総括業務を実施していた研究系職員を研究に専念させることが可能となった。技術基盤課に技術基盤グループ全体の旅費精算事務を集約し、技術基盤グループとして一括して対応できる仕組みを構築したことによって、当該事務の効率化が図られるとともに、研究系の職員が研究に専念するための環境改善の一助となった。上記のような取り組みは、研究成果の発表及び公表に関する環境改善に寄与し、昨年度15件であった公表論文数が、今年度は19件の実績に結びついた。</li> </ul>		
目標達成度合いの測定結果		総括的評価 (各行政機関共通区分)	A	判断根拠	全ての測定指標において目標を達成したため
評価結果	評価・分析 (Check)	<p>(最新の科学的・技術的知見に基づく規制基準の継続的改善)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>最新知見等を踏まえ、原子力発電所敷地内での使用済燃料の貯蔵に用いられる兼用キャスクに係る関係規則等を改正した。また、安全文化に係るガイド及び原因分析に係るガイドを制定した。</li> <li>従来のプロセスにおいて重要性や緊急性の観点から随時見直しの対象とならなかった審査経験・実績の反映による規制基準の継続的な改善について、その具体的な検討の進め方が規制委員会において了承された(令和元年10月)。これに基づき、検討すべき課題について原子力規制庁内からの意見・提案を収集した。</li> <li>技術評価の計画を策定し、破壊靱性に関する民間規格の技術評価会合を実施した。</li> </ul> <p>(国内外の最新知見情報に関する収集・分析と規制活動への反映)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>発電用原子炉施設のデジタル安全保護系の共通要因故障対策に関する現行規制の見直しについて、検討を進めた。</li> <li>原子力規制部内、技術基盤課との連携の強化を図り、適切に基準化の作業を進めるための枠組みを策定するとともに、火山影響評価ガイド等具体的な改正も実施した。</li> <li>国内外の事故・トラブル情報を収集し、分析し、定期的に技術情報検討会を開催して共有した。</li> <li>インドネシアの情報を収集するための仕組み構築に向けて、インドネシア原子力規制機関(BAPETEN)等と調整を行った。</li> </ul> <p>(安全研究の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>安全研究の実施計画に基づき、24件の安全プロジェクトを実施し、成果を論文等として公表した。また、学会から3件の賞を受賞した。</li> <li>事前評価、中間評価、事後評価を計画通り実施した。</li> <li>2国間及び国際機関との情報交換を実施し、国際共同研究にも積極的に参加した。</li> <li>JAEA安全研究センターと13件の共同研究を進めた。</li> </ul> <p>(原子力規制人材の確保・育成及び研究系職員の研究環境整備の拡大・推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>人材の確保については、採用数及び女性割合ともに目標値を達成しており成果が着実に上がっている。また、人材育成事業については引き続き補助事業が着実に遂行されたが、年度末までに達成度評価及び評価体系の整備を進め、来年度初めに情報交換会を実施予定。</li> <li>人材の育成については、人材育成基本方針に基づく施策を着実に進めている。特に検査官等への資格制度及びそれに対応した教育訓練体系の整備は、制度的に受講人数の制約がある中でも確実に進み、新検査制度に対応できる高度な専門知識及び技術的能力を有した検査官等を育成できた。他方、より多くの有資格者の確保のために、更なる取組が必要。</li> <li>共同研究事業への参加、JAEA安全研究センターへの職員派遣等により、人事交流を行うとともに、学会発表等により、職員の能力向上に努めた。</li> <li>技術基盤グループの総括班の業務を見直し、研究に専念する職員の数を増やした。また、技術基盤グループ各部門の事務処理を技術基盤課に集約することにより、負担軽減を図った。その結果、公表論文数を増加させた。</li> </ul>			
	次年度の取組の方向性 (Act)	<p>(最新の科学的・技術的知見に基づく規制基準の継続的改善)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>安全研究の実施、学会活動への参加、国際会議への出席等により得られる最新知見を収集し、GITFを運営する。</li> <li>国内外で今後発生する自然事象に関しては必要に応じて関係国機関等と協力して情報収集・分析する。国内の自然事象に関しては、GITFの活動の一環として、政府機関、研究機関の委員会、学会等に参加し情報収集・分析を行い、最新知見と判断される場合は技術情報検討会で検討する。</li> <li>実用発電用原子炉の新規制基準適合性審査により得られた経験等をもとに、現行規制基準等について、具体化や明確化を図るための計画を策定し、作業に着手する。</li> <li>IRRSによる「人的組織的要因の考慮」に関する提言を踏まえ、人的組織的要因を考慮した原子炉制御室等に関する評価ガイドについて、2020年度中の案策定を目指し、作業を進める。</li> <li>令和2年度の技術評価の計画を策定し、技術評価に関する検討チームを設置し、検討チーム会合の議論を踏まえ、技術評価書の策定及びそれに関連する規則解釈等を改正する。</li> </ul> <p>(国内外の最新知見情報に関する収集・分析と規制活動への反映)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>安全研究より得られる国内外の最新の科学的・技術的知見を審査検査等の規制業務に活用することを目的として、技術基盤グループから原子力規制部への情報提供(技術支援)を行う。</li> <li>発電用原子炉施設のデジタル安全保護系の共通要因故障対策のうち多様化設備に係る要求事項及び規制手法について、一定の結論を得る。また、電磁的障害に係る国外の知見、規制動向等の情報収集を踏まえ、制度改正の要否等についての検討を開始する。</li> <li>国内外原子力施設の事故・トラブル情報及び海外規制動向に係る最新情報を定期的に収集・分析し、安全上重要なものを、技術情報検討会に報告する。</li> <li>運転検査官会議において国内外原子力施設の最新事例紹介を行うとともに、運転経験関連国際会合において国内トラブル情報の発信ならびに加盟国との情報交換を行う。</li> </ul> <p>(安全研究の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「今後推進すべき安全研究の分野及びその実施方針(令和2年度以降の安全研究に向けて)」(令和元年7月3日原子力規制委員会)等に沿って安全研究を実施する。</li> <li>令和2年度に終了する安全研究プロジェクトについては、事後評価に向けて、年度内に安全研究成果報告の取りまとめを行う。また、新たな重要な成果が出たものは、随時、速やかに論文等に取りまとめる。規制研究の公表促進活動として、JAEA安全研究センターと連携した研究成果の発表を行う。</li> <li>6月を目途に令和元年度に終了する8件の安全研究プロジェクトの事後評価を、1月を目途に令和3年度に開始する安全研究プロジェクトの事前評価を行う。</li> <li>規制上の課題を踏まえた安全研究を規制課題調整会議にて取りまとめ、それらを踏まえ、7月に令和3年度の安全研究の分野及びその実施方針を策定する。</li> <li>二国間(NRC、IRSN等)又は多国間の研究に関する国際活動(OECD/NEA/CSNI等)に積極的に参加する。特に、東京電力福島第一原子力発電所に関するものは、国際的な調査活動等に参加し、これらの結果等を海外へ情報発信する。</li> <li>基盤グループ研究職の技術力向上にも資する共同研究(新規テーマを含む)を計画どおり推進するとともに、共同研究先と連携して報告会を開催する。</li> </ul> <p>(原子力規制人材の確保・育成及び研究系職員の研究環境整備の拡大・推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>人材の確保については、引き続き戦力となる人材について、新卒者、経験者を適切に採用するとともに、人材育成事業の評価と次の展開について戦略を検討する。</li> <li>人材の育成については、平成30年度に開始した検査官等の資格に係る教育訓練課程において受講人数の増加に対応するカリキュラム及び指導方法の見直し等を行い、課程の改善・充実を図るとともに、力量管理及び知識管理の更なる推進を進める。</li> <li>研究系職員の人材育成及び研究環境整備のため、大学やJAEA安全研究センター等の外部の研究組織/部門との人材派遣を含む人事交流や共同研究事業の拡大・推進を図る。また、安全研究の結果に基づく公表活動を通じて、研究系職員の研究能力の向上に努める。</li> </ul>			

令和元年度重点計画の達成状況の評価及び次年度の取組の方向性

施策名		V. 核セキュリティ対策の強化及び保障措置の着実な実施			
目標(定性指標)(Plan)		評価の視点	施策の達成状況の評価		達成
実績(Do) (3.11報告の実績記載箇所)					
1	核セキュリティ対策の強化 【PDCA管理番号: V.1】	<ul style="list-style-type: none"> <li>核物質防護に係る規制を厳正かつ適切に実施しているか。</li> <li>新検査制度の本格運用に向けた取組を含め、核セキュリティ対策強化に資する制度整備を行っているか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>核物質防護に係る規制の厳正かつ適切な実施については、核物質防護規定の変更の認可を130件実施したほか、核物質防護検査を56件実施するとともに、個人の信頼性確認制度の運用、核物質防護訓練における初動対応、情報システムセキュリティ対策を含めた防護措置の実施状況等の確認を厳正かつ適切に行った。また、平成30年12月に東京電力ホールディングス株式会社からの申告により、同社福島第一原子力発電所において、防護区域の出入口に係る防護措置の不徹底による福島第一原子力発電所特定原子力施設に係る実施計画遵守義務違反2件が認められたことを踏まえ、平成31年4月26日付けで同社に対して注意文書を出した。</li> <li>核セキュリティ対策強化に資する制度整備については、実用炉等以外の原子力施設に対する内部脅威対策の強化等に係る原子力規制委員会規則等の改正(平成31年2月13日第59回原子力規制委員会)、原子力施設の情報システムに係る妨害破壊行為等の脅威の策定(平成30年10月15日第35回原子力規制委員会)等を踏まえて核物質防護に係る審査基準を改正(平成31年4月8日第2回原子力規制委員会)したほか、令和2年度からの原子力規制検査制度の開始に向けて、令和元年6月からの試運用の結果等を踏まえつつ、関係法令や原子力規制検査関連文書の策定を進めた。また、IPPASフォローアップミッション報告書における勧告事項等への対応状況について原子力規制委員会に報告した(令和元年12月16日第48回原子力規制委員会)。</li> </ul>	A	
	(3.11報告 第5章第1節)				
2	保障措置の着実な実施 【PDCA管理番号: V.2】	<ul style="list-style-type: none"> <li>IAEA保障措置その他の国際約束について、IAEA、関係機関等と適切に連携し、誠実に履行したか。</li> <li>指定保障措置検査等実施及び情報処理機関の指導・監督を適切にしたか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>IAEA、関係機関等と適切に連携し、日IAEA保障措置協定及びその追加議定書、二国間原子力協定並びに原子炉等規制法等の国内法令について、誠実に履行した。具体的には、通常の査察が実施できない東京電力福島第一原子力発電所1~3号機について、3号機の使用済燃料プールから使用済燃料共用プールへの新燃料集合体の移動に伴う検認活動を実施するなど、IAEAとの継続的な協議を通して必要な措置を講じた。また、IAEAの限られた資源の中で効率的、効果的な保障措置を維持しようとする国レベル保障措置の取組を受けて、国内の各原子力施設等に適用される施設タイプ別保障措置手法について、IAEAと必要な検討・協議を実施した。この結果、IAEAが実施した平成30年の我が国における保障措置活動に関する報告において、国内の全ての核物質が平和的活動にとどまっているとの結論(拡大結論)を得た。</li> <li>原子炉等規制法等の国内法令に基づき、指定保障措置検査等実施及び情報処理機関の指導・監督を適切にした。具体的には、核物質管理センターの業務の適確な遂行の確保に資するため、原子炉等規制法に基づく立入検査を令和元年度も実施し、原子炉等規制法関連規定の遵守状況や情報セキュリティ強化対策の実施状況等を確認し、必要な指導・監督を行った。</li> </ul>	A	
	(3.11報告 第5章第2節)				
目標達成度合いの測定結果		総括的評価 (各行政機関共通区分)	A	判断根拠	全ての測定指標において目標を達成したため
評価結果	評価・分析 (Check)	<ul style="list-style-type: none"> <li>(核セキュリティ対策の強化)</li> <li>核セキュリティ体制の強化については、核物質防護検査等を厳格かつ適切に実施したほか、実用炉等以外の原子力施設に対する内部脅威対策の強化等に係る原子力規制委員会規則等の改正等を踏まえて核物質防護に係る審査基準の改正を行うとともに、令和2年度からの原子力規制検査制度の開始に向けて関係法令や原子力規制検査関連文書の策定を進めた。</li> <li>(保障措置の着実な実施)</li> <li>IAEA、関係機関等と適切に連携し、日IAEA保障措置協定及びその追加議定書、二国間原子力協定並びに原子炉等規制法等の国内法令について、誠実に履行した。</li> <li>原子炉等規制法等の国内法令に基づき、指定保障措置検査等実施及び情報処理機関の指導・監督を適切にした。</li> </ul>			
	次年度の取組の方向性 (Act)	<ul style="list-style-type: none"> <li>(核セキュリティ対策の強化)</li> <li>原子力規制検査の試運用の結果等を踏まえて、核物質防護に係る原子力規制検査及び核物質防護規定の審査を厳格に実施する。</li> <li>(保障措置の着実な実施)</li> <li>IAEA、関係機関等と適切に連携し、日IAEA保障措置協定及びその追加議定書、二国間原子力協定並びに原子炉等規制法等の国内法令について、誠実に履行する。</li> <li>原子炉等規制法等の国内法令に基づき、指定保障措置検査等実施及び情報処理機関の指導・監督を適切にする。</li> </ul>			

令和元年度重点計画の達成状況の評価及び次年度の取組の方向性

施策名		VI. 放射線防護対策及び危機管理体制の充実・強化							
目標(定量指標)(Plan)		評価の視点	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び年度ごとの実績値 目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	達成
			年度ごとの実績値(Do)						
			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度		
2-1	放射線モニタリングの実施・技術的検討 (全都道府県の空間線量率の公表) 【PDCA管理番号: VI.2】	・全都道府県の毎日9時～10時の平均の空間線量率を確実に公表できたか。	365日分	365日分	366日分	365日分	365日分	原子力規制委員会設置法に基づき、放射能水準の把握のための監視及び測定に関する事務を行っており、全都道府県の毎日9時～10時の平均の空間線量率を公表することを目標値とする。	A
			365日分	365日分	366日分	365日分	365日分(見込み)		
3-1	危機管理体制の充実・強化 (原子力事業者防災訓練の確認) 【PDCA管理番号: VI.3】	・平成31年度の原子力事業者防災訓練を全39事業所において実施できたか。	39事業所/39事業所	39事業所/39事業所	39事業所/39事業所	39事業所/39事業所	39事業所/39事業所	原子力災害対策特別措置法により、原子力事業者は防災訓練の結果を原子力規制委員会に報告することが義務付けられており、防災基本計画では、原子力規制委員会が当該訓練の評価を行うこととされている。このため、原子力事業者の訓練を確認・評価する仕組みを構築し、原子力事業者に改善を促し、原子力事業者の自主的な努力のもとで緊急事態対応能力を向上させる必要があるため、平成31年度の原子力事業者防災訓練を全39事業所において実施することを目標値とする。	A
			39事業所/39事業所	39事業所/39事業所	39事業所/39事業所	39事業所/39事業所	39事業所/39事業所(見込み)		
目標(定性指標)(Plan)		評価の視点	施策の達成状況の評価					達成	
実績(Do) (3.11報告の実績記載箇所)									
1	最新知見に基づく放射線防護に係る技術的基準等の改善 【PDCA管理番号: VI.1】  (3.11報告 第6章第1節)	・放射線審議会の円滑な調査審議のため、安全研究等を通じ、最新知見の計画的な収集、関係省庁との情報共有等を適切に行ったか。  ・防災計画の立案に使用する判断基準等が常に最適なものになるよう、原子力災害対策指針の見直しを行ったか。  ・平成31年度事業に係るプロジェクト管理を着実に進めるとともに、平成32年度事業に係る重点テーマの選定及び公募を早期に行ったか。	・放射線審議会事務局としてICRP2007年勧告に関する検討課題について、『女性の放射線業務従事者に対する線量限度・測定頻度(「妊婦である放射線業務従事者に対する線量限度」を含む)に関する今後の審議の進め方に係る中間的な取りまとめ』及び『「実効線量係数・排気中または空気中の濃度限度・廃液中または排水中の濃度限度等、実効線量の使い方」に関する今後の審議の進め方に係る中間的な取りまとめ』の取りまとめに貢献した。また、『眼の水晶体に係る放射線防護の在り方について』(意見具申)を踏まえた関係行政機関の諮問及びそれに対する答申が円滑に審議されるよう資料の取りまとめに貢献した。さらに、放射線審議会事務局として、関係省庁連絡会を開催して適切に情報共有を行った。  ・「安定ヨウ素剤の服用等に関する検討チーム会合報告書」を踏まえ、原子力災害対策指針及び「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」の改正を行った。 ・平成30年度原子力事業者防災訓練から得られた緊急時活動レベル(EAL)に関する課題を踏まえ、事業者と「緊急時活動レベルの見直し等への対応に係る会合」での公開の議論を経て、EALの判断基準等について原子力災害対策指針、関連規則等の改正を行った。また、核燃料物質等の陸上輸送時の災害対策に関する課題について、緊急時における初動対応の明確化を踏まえ、同指針の改正を行った。  ・令和元年度放射線安全規制研究戦略的推進事業において、プロジェクト(新規・継続)の採択、進捗管理、年次評価を着実に実施し、令和2年度事業を早期に開始できるよう、計画的に重点テーマの選定及び公募を行った。					A	
			放射線モニタリングの実施・技術的検討 【PDCA管理番号: VI.2】  (3.11報告 第6章第2節及び第3節)	・平常時・緊急時における放射線モニタリングの体制整備が行われ、環境放射線モニタリングが適切に実施されているか。  ・全都道府県の毎日9時～10時の平均の空間線量率を確実に公表できたか。  ・モニタリングの技術的事項が検討され、改訂等が適切かつ遅滞なく行われているか。	・地方公共団体等における緊急時モニタリングの実効性の向上のため、モニタリング実務研修及び緊急時モニタリングセンターに係る訓練を実施した。また、緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システムの次期システムの構築については、システム開発の開始後に新たに見つかった課題に対処しつつ、令和2年10月の運用開始を目指して整備を進めている。このほか、原子力規制庁及び地方公共団体におけるモニタリング資機材の整備を着実に実施した。  ・47都道府県に委託している環境放射能水準調査、海洋環境放射能水準調査、原子力艦寄港地の環境放射線モニタリング等を確実に実施し、それらの情報を遅滞なく公表した。  ・放射能測定法シリーズについて、委託事業者が設置した改訂検討委員会が7月、10月、1月に開催され改訂案の作成等に係る検討がなされるとともに、その結果を踏まえて環境放射線モニタリング技術検討チーム会合を12月に開催し改訂案等について検討を実施しており、遅滞なく進捗している。				
3	危機管理体制の充実・強化 【PDCA管理番号: VI.3】  (3.11報告 第6章第3節)	・事案の蓋然性を考慮し、関係部署と連携しつつ原子力規制委員会の初動対応に関するマニュアルの整備・見直しを実施できたか。  ・訓練・研修を体系的に整理し実施することにより、効果的に緊急時対応業務の能力向上に取り組むことができる環境を整備し、各職員の力量管理体制を強化できたか。  ・発電所の指揮者の判断能力や現場の対応能力の向上につながる訓練について、平成30年度の訓練の実施結果を踏まえ、訓練シナリオ開発ワーキンググループにおいて平成31年度訓練実施計画等の検討を行い、平成31年度の訓練を実施できたか。  ・平成31年度の原子力事業者防災訓練を全39事業所において実施できたか。また、平成30年の原子力事業者防災訓練の評価結果を踏まえ、評価方法の見直しの必要性を検討できたか。加えて、必要に応じ評価方法を見直し、それに基づき平成31年度の原子力事業者防災訓練の評価を行うことができたか。  ・危機管理用通信ネットワーク設備・システムの強化に向けて、着実に設備整備を進めたか。	・放射性同位元素等の規制に関する法律の対象施設において、放射線線源に関連する緊急事態を含む事故・トラブルが発生した場合の対処マニュアルを策定するとともに、事案発生時の対応体制を整備した。また、緊急時対策システム(ERSS)の機能向上の反映及びシステムの取扱いの観点から、『緊急時対策支援システム(ERSS)運用マニュアル』を新たに制定し、運用を開始した。加えて、放射性物質の陸上輸送に伴い災害等が発生した場合の初動対応を明確化することとし、『放射性物質の事業所外運搬時の事故発生時における原子力規制庁の初動対応マニュアル』を新たに作成する予定である。  ・緊急時対応を実施する職員の緊急時対応能力をさらに強化するため、年間の訓練・研修計画を力量管理の視点から改善するとともに、機能班等ごとの能力向上シートの作成及び同シートの人事評価への反映を体系化して推進した。  ・発電所の指揮者の判断能力や現場の対応能力の向上につながる訓練について、平成30年度に実施した訓練成果を踏まえて、令和元年度訓練実施方針を検討した。これに基づき、訓練シナリオの作成並びに訓練の実施及び評価を行い、5原子力事業者で指揮者の判断能力向上のための訓練、6原子力事業者で現場の対応能力向上のための訓練を実施した。  ・平成30年度の原子力事業者防災訓練の実施結果を踏まえて、『現場実動訓練の実施』等の項目について、令和元年度の訓練の評価指標を改正し、評価方法の見直しを行った。また、令和元年度には全39事業所において訓練を実施する予定である。 ・原子力事業所における応急対策及びその支援について連携を図るため、関係省庁、原子力事業者及び原子力エネルギー協議会(ATENA)を構成機関とする原子力災害対策中央連絡会議を令和元年度9月30日に開催した。また、原子力発電所の立地地域における関係機関の連携強化を図るため、原子力災害対策地域連絡会議を4回開催した。  ・統合原子力防災ネットワークシステムは、各オフサイトセンター等に設置している設備に関し次期システムへ更改が完了した。また、固定型衛星通信システムの更改についても、19拠点(内1拠点は新設)の更改を実施した。 ・緊急時対策支援システム(ERSS)は、令和元年度中にシステム更改を行い、新規制基準適合炉を重点対象として機能強化した新システムの試運用を開始した。 ・緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システム(RAMISES)においては、マスターデータの整備及び外部システムとのデータ連携を目的とした整備を実施した。さらに、令和2年10月を目途に運用を開始する予定のRAMISESの次期システムの構築を実施している。					A	

目標達成度合いの測定結果	総合的評価 (各行政機関共通区分)	A	判断根拠	全ての測定指標において目標を達成したため
評価・分析 (Check)	<p>(最新知見に基づく放射線防護に係る技術的基準等の改善)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>放射線審議会事務局として、ICRP2007年勧告に関する検討課題についての取りまとめ及び眼の水晶体の防護に係る関係行政機関の諮問・答申に係る審議を支援し、放射線障害防止の技術的基準の斉一化に貢献した。</li> <li>安定ヨウ素剤の配布及び服用に関し、「原子力災害対策指針」及び「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」を改正し、防護対策の実効性の向上を進めた。</li> <li>平成30年度の原子力事業者防災訓練から得られたEALに関する課題について、原子力災害対策指針の改正を行い、判断基準や運用などを見直した。また、核燃料物質等の陸上輸送時の災害対策に関する課題について、緊急時における初動対応手順の明確化を踏まえ、同指針の改正を行い、国が実施すべき措置を明確化した。</li> <li>放射線安全規制研究戦略的推進事業を着実に実施し、放射線源規制・放射線防護に係る科学的知見の充実を進めた。</li> </ul> <p>(放射線モニタリングの実施・技術的検討)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時モニタリングの実効性向上のため必要な研修・訓練を実施するとともに、緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システムの次期システムの構築を進めるなど、原子力施設周辺等における平常時・緊急時モニタリング体制の充実を図り、「総合モニタリング計画」に基づいた陸域・海域の環境放射線モニタリング、原子力艦寄港地の環境放射線モニタリングを実施した。</li> <li>環境中の放射線及び放射性物質の水準の適切な監視を実施し、その結果を遅滞なく公表した。</li> <li>モニタリングの基盤となる放射能測定法シリーズについて技術的な検討がなされ、改訂等が適切かつ遅滞なく行われている。</li> </ul> <p>(危機管理体制の充実・強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事案の蓋然性等を考慮し、関係省庁及び関係部署と連携しつつ、原子力規制委員会の初動対応に関するマニュアルの整備・見直しを実施できた。</li> <li>訓練・研修を体系的に整理、周知及び実施することにより、効果的に緊急時対応業務の能力向上に取り組むことができる環境を整備し、各職員の力量管理体制を強化できる見込み。</li> <li>発電所の指揮者の判断能力や現場の対応能力の向上につながる訓練について、平成30年度の訓練の実施結果を踏まえ、訓練シナリオ開発ワーキンググループにおいて令和元年度訓練実施計画を策定し、これに基づき令和元年度の訓練を実施できた。</li> <li>平成30年度の原子力事業者防災訓練の実施結果を踏まえて、令和元年度の訓練の評価方法を見直すとともに、令和元年度の訓練については全39事業者において実施できた。</li> <li>原子力災害対策中央連絡会議を1回、原子力災害対策地域連絡会議を4回開催し、関係機関との連携を強化することができた。</li> <li>危機管理用通信ネットワーク設備・システムの強化に向けて、着実に設備を整備できた。</li> </ul>			
評価結果	<p>(最新知見に基づく放射線防護に係る技術的基準等の改善)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>放射線審議会の課題となっているICRP2007年勧告に関する検討のうち、放射線業務従事者に対する健康診断に係る取りまとめに貢献する。また、放射線審議会の関係省庁連絡会等を利用して審議状況や結果等を共有することにより、関係省庁との連携を一層充実していく。さらに、岩石等に含まれる天然の放射性核種のうち濃度の高いものからの放射線防護の在り方について検討する。</li> <li>令和2年度放射線安全規制研究戦略的推進事業を着実に実施するとともに、令和元年度で終了した採択課題について、外部有識者による評価委員会を通じて、成果目標の達成状況等に関する事後評価を適切に行う。さらに、事業開始後3年が経過したことを踏まえ、今後の事業のあり方について検討を開始する。</li> <li>「原子力災害拠点病院等の施設要件」について、おおむね3年毎の見直しに向けて検討を開始する。</li> <li>原子力災害対策指針に関する各種の課題について検討を進め、必要に応じて指針又は関連文書の充実を図る。特に、令和元年12月18日第49回原子力規制委員会で指摘のあった、EALの判断基準に係る抜本的な見直しについては、原子力規制委員会で方針を決定した上で、検討を進める。</li> </ul> <p>(放射線モニタリングの実施・技術的検討)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時モニタリングの実効性向上のため必要な研修・訓練を実施するとともに、令和2年10月の運用開始・モニタリングデータの常時公表を目指して、緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システムの次期システムを構築し、システムを安定的に運用するなど、原子力施設周辺等における平常時・緊急時モニタリング体制の充実を図る。</li> <li>環境中の放射線及び放射性物質の水準の測定・監視や、原子力艦寄港地の環境放射線モニタリングを確実に実施し、それらの情報を遅滞なく公表する。</li> <li>モニタリングの技術的事項について引き続き検討し、放射能測定法シリーズの改訂等を適切かつ遅滞なく行う。</li> </ul> <p>(危機管理体制の充実・強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>危機管理体制の充実・強化に向けて、事象の蓋然性等を考慮しつつ、初動対応に関するマニュアルの整備・見直しを行う。また、IRRSミッションでの指摘を踏まえ、放射性物質の陸上輸送時の事故への対応について、策定した初動マニュアルの実効性を確認するための訓練を実施する。</li> <li>年間を通じて様々な訓練を体系的に企画・実施し、危機管理体制・指揮命令系統の更なる充実、運用の改善、各職員の能力向上を図る。加えて、緊急時対応業務に関する業績目標の設定(業務全体の5%以上従事)及び評価を実施する。</li> <li>原子力事業者防災訓練について、令和元年度の評価結果、原子力災害対策指針の改正、事業者との意見交換等を踏まえて、評価方法の見直しを検討する。加えて、必要に応じ評価方法を見直し、これに基づき令和2年度の原子力事業者防災訓練を実施し、その評価を行う。</li> <li>発電所の指揮者の判断能力や現場の対応能力の向上につながる訓練について、令和元年度の訓練の実施結果を踏まえ、訓練シナリオ開発ワーキンググループにおいて令和2年度訓練実施計画等の検討を行うとともに、令和2年度の訓練を実施する。</li> <li>原子力事業所における応急対策及びその支援に関する関係省庁、原子力事業者等との連携を図るため、原子力災害対策中央連絡会議及び原子力災害対策地域連絡会議を開催する。</li> <li>統合原子力防災ネットワークシステムの回線冗長化を推進する。また、固定型衛星通信システムの更改を8拠点実施する。</li> <li>緊急時対策支援システムは、新システムの正式運用を開始すると共に、原子力事業者側の設備更新に合わせてシステムの機能改良を進める。</li> <li>緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システムは、令和2年10月を目途に次期システムの運用を開始し、適切なシステム維持管理を行う。</li> </ul>			

## 令和元年度マネジメントシステム内部監査の結果について

令和2年3月11日  
原子力規制庁長官官房  
監査・業務改善推進室

### 1. 令和元年度マネジメントシステム内部監査の目的等

#### (1) 目的

原子力規制委員会マネジメント規程第39条に基づき、マネジメントシステムの適切性及び有効性を検証するため、部署別監査及びテーマ別監査を実施した。

#### (2) マネジメントシステム内部監査の視点

##### 部署別監査：放射線防護グループ 監視情報課（環境放射線対策室を含む）

監視情報課は、放射線監視に係る事業（委託調査事業、交付金事業等）を多く所管しており、当該業務が適切に管理されているかという視点でマネジメントシステム内部監査（以下「内部監査」という。）を実施した。

##### テーマ別監査：原子力規制事務所の業務管理等の改善

本年度は、平成29年度に実施したテーマ別監査（原子力規制事務所の業務管理等の改善）を通じて抽出した課題のフォローアップ、及び各事務所のマネジメントの監査を行うことを目的に、東海・大洗原子力規制事務所及び上齋原原子力規制事務所を対象に内部監査を実施した。

[平成29年度テーマ別監査において抽出した課題]

- ①新検査制度の運用開始に向け、原子力規制事務所職員が本庁で行う研修を受講しやすくするため、研修の実施方法の検討や、原子力規制事務所の業務ローテーションの効率化を支援すること。
- ②原子力規制事務所職員の情報収集や自己研鑽を支援するため、原子力規制事務所のニーズや関心を踏まえて、意見交換・情報提供の工夫や、原子力規制事務所に必要な参考図書等の充実を図ること。
- ③原子力規制事務所が複数の他律的業務を少人数体制の中で効果的・効率的に実施するため、関係部署間の統括調整機能の強化等について早急に検討を開始すること。

## 2. 内部監査の結果

内部監査で要改善事項<sup>1</sup> 1 件、改善が望ましい事項<sup>2</sup> 5 件、良好事例 3 件<sup>3</sup>を抽出した。

### (1) 部署別監査（監視情報課）の監査結果

#### ①要改善事項（1件）

R 1：被規制者等との面談の記録や被規制者から提出された規制関連の文書のホームページ掲載遅れ

被規制者等との面談の記録や被規制者から提出された規制関連の文書のホームページ掲載が1年程度遅れていたため、本件を要改善事項とし、改善を勧告した。

#### ②改善が望ましい事項（3件）

S 1：交付金事業及び委託調査における契約業務の体制整備

予算関連業務の地域実情に応じた個別の調整やモニタリングの保守・管理に係る業務が、特定の班や担当者に偏っていることから、業務負担を軽減するために、契約に係る庶務的な作業を支援する体制の拡充を提言した。

S 2：契約業務の効率化

各原子力オフサイトセンターに配備しているモニタリングカー及び走行サーベイシステム等の資機材の点検や保守等の維持管理に関して、業務負担を軽減するために、個別の契約ではなく一括して契約するなど、契約業務の効率化を提言した。

S 3：放射線モニタリングを担う計画的な人材育成

放射線モニタリングに係る業務の安定的な人材を確保するために、原子力規制庁全体として、適切な人員配置の実施や放射線モニタリング関連の研修の充実化を図るなど、人材育成の強化を提言した。

#### ③良好事例（2件）

GP 1：原子力艦寄港に伴う初動対応のシステム化による業務の効率化

米国原子力艦の本邦寄港について、平成 29 年度までは、外務省から

<sup>1</sup>要改善事項 R (Recommendation)：原子力規制委員会マネジメント規程第 41 条に該当するもの

- ・法令に違反しているもの又は違反に至るおそれのあるもの
- ・個別の業務に要求される事項を満たしていないもの
- ・前各号に掲げるもののほか、総括マネジメント管理者が必要と判断するもの

<sup>2</sup>改善が望ましい事項 S (Suggestion)：業務の有効性及び適切性等のために、今後の改善が望ましい事項

<sup>3</sup>良好事例 GP (Good Practice)：被監査部署・被点検部署以外においても参考とすることが望ましい事例

の通報連絡をもとに、原子力規制庁職員がフォーマットに記入し、環境放射能調査の関係者へ連絡していたが、通報連絡の迅速化、確実性向上を目的に、外務省からの連絡内容を踏まえて環境放射能調査の関係者へ連絡が完了するシステムを構築し、平成 30 年度からシステムを導入している。

システム導入前の平成 29 年度までは平均 1 時間程度かかっていた業務が、平成 30 年度には平均 15 分程度となり、業務の効率化が図られていることを確認した。

#### GP 2 : 課室内の研修強化による業務の品質の向上

監視情報課において、緊急事態等に備えた訓練の一環として、緊急時放射線モニタリング情報共有システムの操作方法に関する研修を実施していることや、新しく着任した課室員を対象として、基礎的なモニタリングに関する知識・技術を習得するための研修を複数回実施し、課室員の能力向上を継続的に図っている。

また、上席放射線防災専門官の能力向上のために、知見を伝達する上席放射線防災専門官が原子力規制事務所等に赴き、OJT にて地方自治体や原子力事業者との調整、指導・助言の方法を学び、継続的な品質の向上に努めていることを確認した。

### (2) テーマ別監査の結果（監査実施時期：令和元年 7 月～令和 2 年 1 月）

#### 1) 平成 29 年度の内部監査のフォローアップ結果

原子力規制庁本庁の関係部署により、原子力規制事務所への支援の強化が進められていることを確認した。

##### ①本庁で行う研修の実施方法の検討や、原子力規制事務所の業務ローテーションの効率化について

原子力安全人材育成センターから、研修計画の定期的な更新とその周知がなされ、改善が図られている。

##### ②現場のニーズを踏まえた意見交換や情報提供の工夫、原子力規制事務所に必要な参考図書等の充実について

TV会議システムが活用され、検査、新検査制度に関する意見交換・情報共有等、原子力規制事務所の要望に対応した改善が図られている。

##### ③関係部署間の統括調整機能の強化について

総務課が、各原子力規制事務所等と関係部署のスケジュールを共有する仕組みを構築し、業務調整の効率化が図られている。

#### 2) 東海・大洗原子力規制事務所のマネジメントの監査結果

##### ①要改善事項（なし）

### ②改善が望ましい事項（１件）

S 4：東海にある原子力規制事務所と大洗にある事業所間の移動時間の削減や交通事故のリスクを減らすために、情報システム等の活用により、効率的に業務を行うことを提言した。

### ③良好事例（１件）

G P 3：研修受講を促進する、業務分担を柔軟に見直すなど、所長のリーダーシップが発揮されていることを確認した。

### その他（特記事項）

- ・ 実用発電用原子炉施設を複数の職員が担当する他の原子力規制事務所と異なり、１人で複数の施設を担当していることに加え、原子力運転検査官に欠員が発生している。

## 3) 上齋原原子力規制事務所のマネジメントの監査結果

### ①要改善事項（なし）

### ②改善が望ましい事項（１件）

S 5：人形峠環境技術センターの原子力運転検査官室に、許認可文書を整備することを提言した。

### ③良好事例（なし）

### その他（特記事項）

- ・ 核燃料施設ごとに、新検査制度のガイドを適用するか否かを検討するための方法や判断の基準を明確にする必要がある。

## 3. 改善状況

内部監査の結果を踏まえ、被監査部署及び抽出事項に関連する部署において、業務の改善を進めている。主な改善状況は以下のとおり。

### (1) 部署別監査（監視情報課）の改善状況

- ・ 要改善事項として抽出した「被規制者等との面談の記録や被規制者から提出された規制関連の文書のホームページ掲載遅れ」について、公表すべき被規制者との面談の議事概要等及び被規制者から提出された規制関連文書の公表を完了した。
- ・ 改善が望ましい事項として抽出した交付金事業及び委託調査における契約業務の体制整備について、人事課等の関係部署により管理業務の体制整備に着手しはじめている。



## (2) テーマ別監査の改善状況

- ・東海・大洗原子力規制事務所所員の欠員について、原子力運転検査官を令和2年1月に2名配置した。
- ・核燃料施設に関する新検査制度のガイドを適用する基準の明確化については、核燃料施設等監視部門が、保安検査官会議、所長会議等で各原子力規制事務所からの意見を取り入れ、核燃料施設の機能毎の類型化を行い、ガイドの適用基準の明確化を図っている。

## 4. マネジメントシステムの有効性評価

内部監査の結果について、内部監査の評価の視点<sup>4</sup>も踏まえると、監査対象とした組織においてマネジメントシステムはおおむね有効に機能していると評価できる。

### (1) 年度重点計画及び年度業務計画の進捗状況

- ・要改善事項を1件抽出したが対応が完了していること、良好事例として抽出したように業務効率の向上に取り組んでいることから、業務がおおむね適切に実施されていると認められる。

### (2) 安全文化の育成・維持

- ・監視情報課では放射線監視に関する課内独自の研修が行われていること、原子力規制事務所では研修の受講が奨励されていることから、組織的に学習を促進し続ける姿勢が浸透していると考えられ、安全文化の育成・維持が図られていると認められる。

### (3) リーダーシップの発揮

- ・管理職員が主体となり、業務の効率化、業務分担の柔軟な見直しが行われていること、(2)に示すとおり組織的に学習が推進されていることから、管理職員に必要なリーダーシップが発揮されていると認められる。

### (4) 年度業務計画を達成するために必要な資源配置の適切性

- ・契約等会計業務の体制整備、事務所における欠員の補充等、必要な措置が講じられていることから、資源配分について、必要な改善が図られていると認められる。

<sup>4</sup>内部監査の評価の視点は原子力規制委員会マネジメント規程第39条第4項各号に規定

## 原子力規制委員会マネジメントシステム改善ロードマップの達成状況について

令和2年3月11日  
原子力規制庁

### 1. 経緯

原子力規制委員会は、IRRS イニシャルミッションにおいて、マネジメントシステム構築に特化した複数年計画を策定することとの指摘を受け、平成28年度後半から令和元年度にわたる「原子力規制委員会マネジメントシステム改善ロードマップ」を策定し、継続的な改善を進めてきた。

令和元年度までに実施した成果は以下のとおり。

### 2. 主な成果（別添）

- (1) 行動プログラム1「トップから語りかけ、組織文化・安全文化（核セキュリティ文化含む）を醸成」関係
  - ・ 委員と職員の直接対話、職員アンケート及び E-ラーニングの実施など、原子力安全文化に関する活動を充実させた。
  - ・ 令和元年度は職員に対する安全文化に関するインタビュー調査を実施し、アンケート調査よりも踏み込んだ具体的な「課題」や「良い点」が抽出された。
- (2) 行動プログラム2「現場の声を吸い上げ、業務品質を維持向上」関係
  - ・ マネジメントシステムと政策評価との統合的な運用（評価の視点や事業の括りの共通化等）を実施した。
  - ・ マネジメントシステム関連文書の体系的整理を実施した。

### 3. 今後の予定

IRRS フォローアップミッションの指摘等を踏まえ、令和2年度から新たな計画を策定する。

# 原子力規制委員会マネジメントシステム 改善ロードマップの達成状況について

令和2年3月  
原子力規制庁

# 行動プログラム工程表(改善ロードマップ)

平成28年11月22日  
原子力規制委員会決定

平成28年度下期

平成29年度

平成30年度

令和元年度

## 行動プログラム1：トップから語りかけ、組織文化・安全文化（核セキュリティ文化含む）を醸成

### ①委員・幹部と職員との対話

対話の試行

対話の定例化

・対話を毎年度継続

行動目標：毎年度、各部等を一巡を定例化

### ②職員の研鑽支援

マネジメントシステム  
E-learning実施

安全文化基礎知識  
E-learning実施

知識と感性を  
高める研修の充実

行動目標：研修等の受講率80%

### ③行動のきっかけづくり

安全文化宣言  
実践ガイド作成

私の原子力  
安全宣言カード

※従来入庁時に配布される組織理念カードに加え、自分としての行動目標を書き込み、携帯するもの

行動目標：宣言の参加率80%

### ④意識・行動調査

アンケート等

行動目標：毎年度定例化：

## 行動プログラム2：現場の声を吸い上げ、業務品質を維持向上

### ⑤効率的な進捗管理等

PDCA

・内部監査、政策評価、炉安審・燃安審のIRRSフォローアップの評価・助言等をレビューに活用  
・マネジメントに関する最新の国際規格の動向等を調査し、有効性向上に反映

行動目標：政策評価等とマネジメントレビューとの連携を明確化

### ⑥業務効率の阻害要因の点検、有効性向上

組織内推進体制、取組方針のとりまとめ

点検

平成29年半ば  
取組状況踏まえ、  
業務マニュアル等必要な作業を整理

業務の効率の実行・改善

業務マニュアル類の体系的な整理

行動目標：業務マニュアル類の体系的整理

### ⑦職員からの提案や意見の吸い上げ等

改善提案の  
手続明確化

・提案の趣旨を踏まえた改善に向けて関係課室等との調整  
・内外の事例も調査し、職員からの意見を吸い上げる仕組みを検討

行動目標：職員からの提案数毎年度20以上

中期目標の総括

IRRSフォロー  
アップミッシ  
ョン 28-

# 行動プログラム1の対応実績 (1/2)

行動目標	対応実績														
<p>①委員・幹部と職員との対話 (行動目標) 毎年度、各部等を一巡を定例化</p>	<p>委員・幹部と職員との対話の実績 ○平成28年度より委員・幹部と職員との対話を開始。 ○委員等ごとにテーマを設定し、少人数による対話を実施。</p> <table border="1" data-bbox="497 459 2642 983"> <thead> <tr> <th>実施年度</th> <th>実績</th> <th>主なテーマ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成28～29年度</td> <td>全委員を対象に実施 計46人の職員が参加</td> <td>・ワークライフバランス ・専門知識の業務への活用 等</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>全委員を対象に実施 計33人の職員が参加</td> <td>・事務職、技術職、研究職間のコミュニケーション ・規制庁はどのような組織を目指すべきか 等</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>伴委員・長官との対話を実施 計13人の職員が参加</td> <td>・次期中期目標について ・規制庁の働き方改革について 等</td> </tr> </tbody> </table>			実施年度	実績	主なテーマ	平成28～29年度	全委員を対象に実施 計46人の職員が参加	・ワークライフバランス ・専門知識の業務への活用 等	平成30年度	全委員を対象に実施 計33人の職員が参加	・事務職、技術職、研究職間のコミュニケーション ・規制庁はどのような組織を目指すべきか 等	令和元年度	伴委員・長官との対話を実施 計13人の職員が参加	・次期中期目標について ・規制庁の働き方改革について 等
実施年度	実績	主なテーマ													
平成28～29年度	全委員を対象に実施 計46人の職員が参加	・ワークライフバランス ・専門知識の業務への活用 等													
平成30年度	全委員を対象に実施 計33人の職員が参加	・事務職、技術職、研究職間のコミュニケーション ・規制庁はどのような組織を目指すべきか 等													
令和元年度	伴委員・長官との対話を実施 計13人の職員が参加	・次期中期目標について ・規制庁の働き方改革について 等													
<p>②職員の研鑽支援 (行動目標) 研修等の受講率 80%</p>	<p>職員の研鑽支援の実績 ○座学形式の研修、ワークショップ及びE-ラーニング等を実施。</p> <table border="1" data-bbox="497 1161 2642 2001"> <thead> <tr> <th>活動</th> <th>実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>安全文化に関する研修(座学形式)</td> <td>・新規採用者、中途採用者を対象とした座学形式の研修を実施 ・ロードマップ策定後の平成29年度以降、計197名の職員が受講</td> </tr> <tr> <td>安全について考えるワークショップ</td> <td>・規制庁の安全をテーマに、1Fの現場見学も兼ねて、職員が議論をするワークショップを実施 [平成29年度] －庁内WS 3回 23人参加 －1F現場見学と意見交換研修 1回 17人参加 [平成30年度] －1F現場見学研修 1回 11人参加</td> </tr> <tr> <td>E-ラーニング</td> <td>・平成30年度にマネジメントシステム及び安全文化に係るE-ラーニングを全職員を対象に実施(計909名の職員が受講(受講率81.8%))</td> </tr> </tbody> </table>			活動	実績	安全文化に関する研修(座学形式)	・新規採用者、中途採用者を対象とした座学形式の研修を実施 ・ロードマップ策定後の平成29年度以降、計197名の職員が受講	安全について考えるワークショップ	・規制庁の安全をテーマに、1Fの現場見学も兼ねて、職員が議論をするワークショップを実施 [平成29年度] －庁内WS 3回 23人参加 －1F現場見学と意見交換研修 1回 17人参加 [平成30年度] －1F現場見学研修 1回 11人参加	E-ラーニング	・平成30年度にマネジメントシステム及び安全文化に係るE-ラーニングを全職員を対象に実施(計909名の職員が受講(受講率81.8%))				
活動	実績														
安全文化に関する研修(座学形式)	・新規採用者、中途採用者を対象とした座学形式の研修を実施 ・ロードマップ策定後の平成29年度以降、計197名の職員が受講														
安全について考えるワークショップ	・規制庁の安全をテーマに、1Fの現場見学も兼ねて、職員が議論をするワークショップを実施 [平成29年度] －庁内WS 3回 23人参加 －1F現場見学と意見交換研修 1回 17人参加 [平成30年度] －1F現場見学研修 1回 11人参加														
E-ラーニング	・平成30年度にマネジメントシステム及び安全文化に係るE-ラーニングを全職員を対象に実施(計909名の職員が受講(受講率81.8%))														

# 行動プログラム1の対応実績 (2/2)

行動目標	対応実績							
<p>③行動のきっかけづくり (行動目標) 宣言の参加率 80%</p>	<p><u>行動のきっかけづくりの実績</u> ○原子力規制委員会の安全文化宣言等を職員が理解し、実践をするための活動として、カード及び実践ガイドを作成し、全職員に周知。</p> <table border="1" data-bbox="486 479 2628 983"> <thead> <tr> <th data-bbox="486 479 1118 560">活動</th> <th data-bbox="1118 479 2628 560">実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="486 560 1118 772">安全文化等に関するカードの全職員への配布</td> <td data-bbox="1118 560 2628 772">・原子力規制委員会の安全文化に関する宣言等に沿った業務実施を促すことを目的として、平成28年度より「私の原子力安全文化・核セキュリティ文化に関する宣言カード」を全職員へ配布開始。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="486 772 1118 983">「安全文化宣言実践ガイド」(安全文化の壺)の作成</td> <td data-bbox="1118 772 2628 983">・原子力安全文化宣言の浸透を目的に「安全文化宣言実践ガイド」(安全文化の壺)を平成29年度に作成し、全職員に周知。</td> </tr> </tbody> </table>		活動	実績	安全文化等に関するカードの全職員への配布	・原子力規制委員会の安全文化に関する宣言等に沿った業務実施を促すことを目的として、平成28年度より「私の原子力安全文化・核セキュリティ文化に関する宣言カード」を全職員へ配布開始。	「安全文化宣言実践ガイド」(安全文化の壺)の作成	・原子力安全文化宣言の浸透を目的に「安全文化宣言実践ガイド」(安全文化の壺)を平成29年度に作成し、全職員に周知。
活動	実績							
安全文化等に関するカードの全職員への配布	・原子力規制委員会の安全文化に関する宣言等に沿った業務実施を促すことを目的として、平成28年度より「私の原子力安全文化・核セキュリティ文化に関する宣言カード」を全職員へ配布開始。							
「安全文化宣言実践ガイド」(安全文化の壺)の作成	・原子力安全文化宣言の浸透を目的に「安全文化宣言実践ガイド」(安全文化の壺)を平成29年度に作成し、全職員に周知。							
<p>④意識・行動調査 (行動目標) 毎年度定例化</p>	<p><u>意識・行動調査の実績</u> ○職員の安全文化に関する意識や行動の状況を把握するため、平成28年度よりアンケート調査等を実施</p> <p>[平成28年度～30年度] ○安全文化・核セキュリティ文化醸成に関する職員アンケートの実施</p> <p>[令和元年度] ○安全文化に関する職員インタビュー調査の実施 調査結果概要(別紙)</p>							

## 行動プログラム2の対応実績（1/2）

行動目標	対応実績
<p>⑤効率的な進捗管理等 （行動目標） 政策評価等とマネジメントレビューとの連携を明確化</p>	<p><u>効率的な進捗管理等の実績</u> ○政策評価等とマネジメントシステムの統合〔平成29年度～〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法定の政策評価について、評価の視点や施策・事業の括りをマネジメントレビューと共通化することによりマネジメントシステムに取り入れ、より効率的で多角的なPDCAサイクルを実現。</li> </ul>
<p>⑥業務効率の阻害要因の点検、有効性向上 （行動目標） 業務マニュアル類の体系的整理</p>	<p><u>業務効率の阻害要因の点検、有効性向上の実績</u></p> <p>○業務の体系的整理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成30年度に業務マニュアル作成要領と業務マニュアル標準様式の基本モデルを策定し、庁内全課室に周知。</li> <li>・平成30年度にマネジメントシステム関連文書の階層構造の考え方を整理し、令和元年度より、既存のマネジメントシステム関連文書の確認・分類整理を実施し、庁内ポータルサイトに文書一覧表を掲載。</li> <li>・令和2年2月に、業務マニュアル標準様式の活用と段階的移行について庁内に依頼。</li> </ul> <p>○マネジメントシステム内部監査の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年度より、マネジメントレビューにおいてマネジメントシステム内部監査の実施状況を報告。</li> </ul> <p>○要改善事項及び是正処置の管理に基づいた業務改善の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和元年度における要改善事項の報告件数 20件</li> </ul> <p>[主な要改善事項]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－原子力科学研究所NSRRの消火設備の設計及び工事の方法に関する認可に係る未審査</li> <li>－新卒採用説明会参加希望者へのメール誤配信（個人情報（メールアドレス）の漏えい）</li> </ul>

## 行動プログラム2の対応実績 (2/2)

行動目標	対応実績
<p>⑦職員からの提案や意見の吸い上げ等 (行動目標) 職員からの提案数毎年度20以上</p>	<p><u>職員からの提案や意見の吸い上げ等</u> ○平成29年度から、職員個人からの改善提案制度の運用を開始。 令和元年度までの累計提案件数 43件</p> <p>【主な改善例】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・原子力規制委員会等の公開会合等のペーパーレス化</li><li>・共有ドライブの整理ルールの明確化 等</li></ul>



## 1. 経緯

- IRRSミッションの提言を踏まえ、原子力規制委員会における職員の安全文化に関する意識や行動の状況を把握するため、平成28年度から平成30年度に、職員を対象としたアンケート調査に着手し、規制委員会全体の安全文化の概要を把握。
- アンケート調査では把握できない具体的な課題や良好事例の把握のために、本年度は職員を対象としたインタビュー調査を実施※。

## 2. 調査方法及び調査対象

- 調査方法：個別又は複数名のグループによるインタビュー調査
- 調査対象：補佐級以下の職員48名を対象に調査を実施

## 3. 調査結果（別添のとおり）

## 4. 今後の検討

- 本調査結果及びIRRSフォローアップミッションの指摘等を踏まえ、新たな行動計画を策定し、安全文化の育成・維持を推進する。

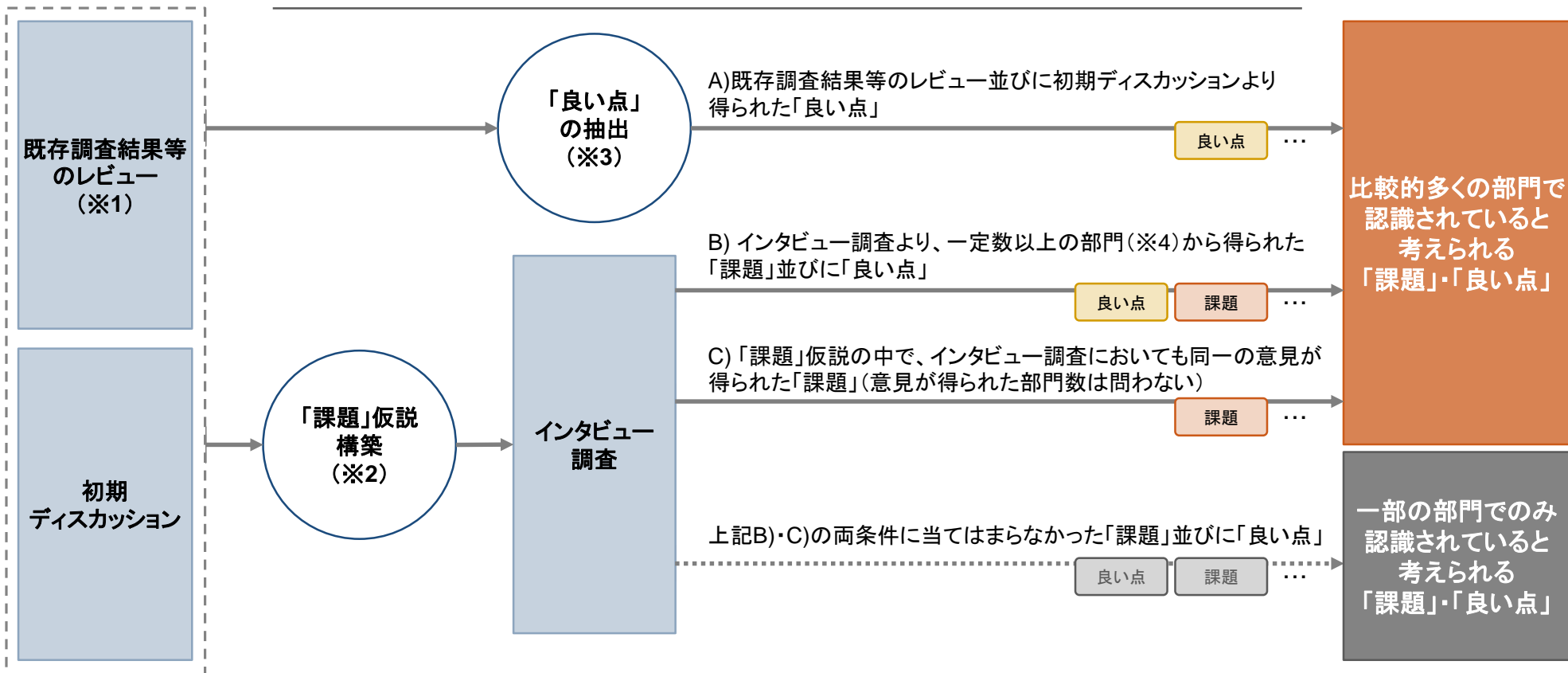
※本調査は、請負業務「令和元年度統合マネジメントシステム改善に係る支援業務」により、三菱UFJリサーチ&コンサルティングが実施。

# 現状分析(1/2)

規制委員会の現状を適切に表していると判断され得る「課題」・「良い点」の抽出

- 既存調査結果等のレビュー、初期ディスカッション、インタビュー調査を通じて得られた「課題」・「良い点」の中から、規制委員会の安全文化の現状を適切に表していると判断され得るものを抽出した

## 規制委員会の安全文化の現状を表していると判断され得る「課題」・「良い点」の抽出方法



※1 「平成30年原子力規制委員会における安全文化に係る意識調査報告書(最終版)」や「安全文化の壺意見照会の結果」等、職員の見解を直接把握できる文書に対してレビューを行った  
 ※2 インタビュー調査では「課題」に重点を置いたため、既存調査結果等のレビュー並びに初期ディスカッションから構築した仮説は、「課題」に関するもののみとなっている  
 ※3 上記の通りインタビュー調査は「課題」にフォーカスしていたこともあり、「良い点」については、既存調査結果等のレビュー並びに初期ディスカッションから、主に抽出することとした  
 ※4 本調査でインタビューした「原子力規制事務所」、「長官官房 技術基盤グループ」、「長官官房 放射線防護グループ」、「長官官房 緊急事案対策室」、「原子力規制部 審査グループ」、「原子力規制部 検査グループ」、「原子力規制部 原子力規制企画課」、「原子力安全人材育成センター」の8部門のうち、6部門以上(2/3以上)でコメントのあったものを指す

# 現状分析(2/2)

「課題」・「良い点」に対する考察

【凡例】  
 A: 既存調査結果等のレビュー並びに初期ディスカッションより得られた「良い点」  
 B: インタビュー調査より、一定数以上の部門から得られた「課題」並びに「良い点」  
 C: 「課題」仮説の中で、インタビュー調査においても同一の意見が得られた「課題」  
  : 「課題」仮説構築の範囲

(※1)「原子力安全文化に関する宣言~行動指針」に記載された8つの行動指針

(※2)平成30年実施の「安全文化・核セキュリティ文化に関するアンケート調査結果」で示された、規制委員会全体の得点(5点満点)

■ 既存調査結果等のレビューに加えて規制庁内で幅広く実施したインタビューを通じて、規制委員会の安全文化に関して従来のアンケート結果よりも踏み込んだ具体的な「課題」や「良い点」が抽出された

比較的多くの部門で認識されていると考えられる「課題」・「良い点」

一部の部門でのみ認識されていると考えられる「課題」・「良い点」

課題	良い点	【参考】関連する行動指針(※1)及びアンケートの得点(※2)
安全文化に関して具体的に何をしたらよいか分からない(B・C)	-	指針1 4.14 指針2 3.76 指針3 3.57
-	自身の役割・責任を充分理解し、リスクの程度を考慮した独立かつ公平な意思決定を行うようにしている(A)	指針2 3.76
上司による行動指針の理解・体现の奨励が不十分(B・C)	委員・幹部職員から安全最優先の明確なメッセージが発信されている(B)	指針3 3.57
安全文化に対する取り組み意欲を高く保てない(C)	各課室で、人材育成や知識・技術を共有・伝承する工夫をしている(勉強会、OJT、事例共有)(B)	指針4 3.35
人材育成・知識伝承が追いついておらず、安全文化の理解に差がある(B・C)	若手や異なる意見に耳を傾けることが奨励されている(B)	指針5 3.65
風通しの良いコミュニケーションが不十分(C)	個人及び課室において、安全の最優先が心がけられている(A)	指針1 4.14 指針2 3.76 指針6 3.76 指針7 3.66
業務多忙で安全より目の前の業務優先(B・C)	理由のない前例踏襲は是とされていない(B)	指針6 3.76 指針7 3.66
見直されない合理性を欠くプロセスやルールが存在(C)	常に問いかける姿勢を意識し、必要に応じて立ち止まり、上司や同僚にアドバイスをもとめつつ業務の見直しを行うようにしている(A)	指針8 3.49
担当部署以外への情報公開が少ないため、核セキュリティ文化に関して何をすればよいか分からない(C)	-	-
実務で1F事故からの学びが充分ではない	課室・個人独自で安全文化を浸透させる工夫をしている	知識・技術伝承のための勉強会・会議を開催している
安全文化に関する課題分析が不十分	若手育成のためのOJT・研修を実施している部署もある	コミュニケーションの促進を図る工夫で、自由に意見を言える環境を整えている
成果が出るまでPDCAサイクルを継続できていない	安全・安全文化に関する徹底した議論を実施し、課題解決を図っている	働き方改革により長時間労働を是とする雰囲気は減少傾向にある
事業者へ求めている安全文化の基準は、必ずしも規制庁で達成できていない	業務分担の明確化や業務効率化により業務量・業務内容の適正化を行う	核セキュリティについて対外発信・対話活動等の活動に取り組み始めている

# 安全文化に関する職員の声(現状分析の根拠)(1/5)

## (1)「課題」に対する職員の声

### ■ 比較的多くの部門で認識されていると考えられる「課題」に対する、職員の声を示す

課題	職員の声
安全文化に関して具体的に何をしたらよいか分からない	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 「原子力安全文化に関する宣言」の理解を深めるのはこの資料(=『安全文化の壺意見照会の結果』)で可能であるが、「実際の行動」につなげるためには、もう少し具体的な案が必要だと感じました。</li><li>■ 事務系の人間にとっては、安全文化という言葉に馴染みがない。</li><li>■ 何が「安全文化」なのかについての理解がそもそも根付いていない、理解されていない。</li><li>■ 原子力の安全文化が一つの言葉で定義できておらず、具体的な行動が示されないまま進んでいると感じる。</li><li>■ 自分の業務と安全文化とのつながりが見えておらず、具体的に何をしたら良いかわからない。</li></ul>
上司による行動指針の理解・体现の奨励が不十分	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 原子力安全文化と言うとコミュニケーションが出てくるが、電力会社の社長が社員のところに行くところから始まった。本来大切なのは各セクションでマネジメントができていなければいけない。今はそこまで注目されない。</li><li>■ トップのメッセージは適切だと感じるが、それが組織内で正しく伝わっていないと感じる。下に伝える過程で誰かが軽くみると組織として根付かない。</li></ul>
安全文化に対する取り組み意欲を高く保てない	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 民間はもうからないと会社がつぶれるので改善などに取り組むが、公務員は努力してもしなくても大きく変わらない。給料が変わるわけでもなく、改善・努力のインセンティブが生じないのではないかと。</li><li>■ 罰則を適用できるくらいに責任を明確にしていないのが無責任の原因になっている。</li><li>■ そもそも安全文化の定義が難しく、安全文化育成・維持活動への取り組みの評価は曖昧である。</li><li>■ 安全文化達成の指標がないので、インセンティブも無い。</li></ul>
人材育成・知識伝承が追いついておらず、安全文化の理解に差がある	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 1F事故の際には、保安院、JNES等関係者全員が、ロジ等も含めてさまざまな業務に関わった。事故対応した職員が残っているうちに、その経験を伝承する必要がある。</li><li>■ 同じインシデントが過去(3-4年前)にも起こっている。失敗事例が伝承される仕組みがないのだと思う。</li><li>■ 検査官の専門分野については疑問を深く追求できるが、経験が無いとできないという問題もある。疑問の追求度合いは、検査官の経験と専門的な技術の理解度に依存してしまう。</li><li>■ 安全は“常に努力していないと保てないもの”という意識が大切だが、出身母体によって捉え方が違うと感じる。</li><li>■ 若手育成が大事だと思う。事務所の検査官は知識が深く、若手が研修参加等で知識のキャッチアップをしてもとても追いつけない。</li><li>■ 個人メモは残っていても、系統だった知識共有はされていない。担当者が変わると、担当者がやりやすいやり方によって変わっていく。</li></ul>

# 安全文化に関する職員の声(現状分析の根拠)(2/5)

## (1)「課題」に対する職員の声

### 課題

### 職員の声

#### 風通しの良いコミュニケーションが不十分

- 事務所と本庁職員のコミュニケーション不足、一般職員と幹部のコミュニケーション不足を感じる。
- 筆頭課や総括職員が本来の機能を果たせておらず、逆にコミュニケーションを阻害しているのではないか。
- トップが現場の職員の悩みや課題を理解するためのコミュニケーションをさらに深める必要がある。
- 課内では意見は自由に言える一方、課をまたいで意見を言いにくい。
- 部門では意見を述べにくいし、述べられない。昔、業務に問題があると指摘した検査官が「言われたことをやっていればよい」と言われて辞めてしまった。
- 役所の伝統文化として縦割り組織になっている。自分の組織に与えられた役割に忠実であり、協力できそうでも(手続きなどで)協力するのにワンクッション必要となっている。

#### 業務多忙で安全より目の前の業務優先

- 業務を進めるうえで忙しい部門への依頼を避けたり、難しい議論に蓋をするなど、行程を意識するがゆえにsafety firstとする本来の優先順位からズレてしまうことがあり得る。
- 長時間労働、現場の仕事が多すぎるのは安全文化の妨げになると思う。
- 業務が忙しく、安全文化を特別に意識する余裕が無い。安全への意識は検査官のモチベーションに頼っているところがある。
- 業務が効率的ではない。皆上を見て忖度しており、上司が下に目配りできていないと感じる。
- 誰も続ける意義がわからない作業が残るということがある。担当が変わることで、作業が改善されるならわかるが、何も変わらないまま残ることがある。
- 安全文化という観点では、このようなインタビューに十分な人を割けなかったり、安全文化を担当する監査室に十分な人が割けなかったり、というのはあると思う。

#### 見直されない合理性を欠くプロセスやルールが存在

- 文書起案や出張手続等の行政機関の作法や前例主義が、業務遂行を阻害している恐れがあるのではないか。
- 過去に保守的な評価をされると考えられてきた解析手法が過小評価をもたらすことが判明した場合、当該解析手法を使用した申請書に対する再審査に後ろ向きな姿勢を取る規制庁職員が少なからずとも存在する。
- 旧組織の考え方が現場に残っている、と感じることがある。良い部分も悪い部分も前例踏襲的。
- バックオフィスのな研究をするための契約手続き、申請手続き等については、前例踏襲の風土があると感じている。

#### 担当部署以外への情報公開が少ないため、核セキュリティ文化に関して何をすればよいか分からない

- 規制庁及び事業者においてセキュリティーとセイフティーを所掌している部署が各々の考えに固執する余り、双方を考慮する必要のある施設に対する審査・対応等が円滑に進まないケースがある。
- 核セキュリティには触れる機会はあまりない。普段から、学ぶことも話題になることもほとんどない。業務の中で何をすればよいかも分からない。
- 指針8は実業務とほぼ関係が無い。この項目がどのような姿を指しているのか分からない。

# 安全文化に関する職員の声(現状分析の根拠)(3/5)

## (2) 「良い点」に対する職員の声

### ■ 比較的多くの部門で認識されていると考えられる「良い点」に対する、職員の声を示す

良い点	職員の声
自身の役割・責任を充分理解し、リスクの程度を考慮した独立かつ公平な意思決定を行うようにしている	■ 「平成30年度原子力規制委員会における安全文化に係る意識調査 報告書(最終版)」において、下記設問に対する肯定回答が80%以上に上った。 <ul style="list-style-type: none"><li>● 設問7 あなたは、原子力安全に関連するリスクの程度を考慮し、何ものにもとられない独立かつ公平な意思決定を行っていますか。</li><li>● 設問9 あなたは、業務における自身の役割、責任について十分理解していますか。</li></ul>
委員・幹部職員から安全最優先の明確なメッセージが発信されている	■ 委員会での発言を聞く限り、委員は安全に関して真剣に考えているように思う。 ■ 委員は純粋に安全を考えているように感じる。委員からは、福島事故のような大事故を再び起こしてはならないという強い思いを感じる。
各課室で、人材育成や知識・技術を共有・伝承する工夫をしている (勉強会、OJT、事例共有)	■ 検査・審査業務では、報告は個人と上司ベースになってしまう。その内容を部門全体へ共有しようということで、新しい仕組みを作ろうとしている。 ■ 自部門では業務マニュアルを作って各々の知識・知見を貯められるようにしている。
若手や異なる意見に耳を傾けることが奨励されている	■ 所属している班は風通しが良い。補佐級に対しても自由に意見を言える環境である。 ■ 組織文化としていいと思うことは、言いたいことは上下関係なく、言える風土。実際、委員長がそれを推奨しており、いいと思う。 ■ 事務所の現場は安全文化の意識は高い。よく議論もするし、自由にものを言っている。
個人及び課室において、安全の最優先が心がけられている	■ 「平成30年度原子力規制委員会における安全文化に係る意識調査 報告書(最終版)」において、下記設問に対する肯定回答が80%以上に上った。 <ul style="list-style-type: none"><li>● 設問2 あなたは、原子力安全について100%の安全はなく、重大な事故は起こり得るとの明確な認識を持っていますか。</li><li>● 設問3 各課では、皆が、原子力安全について100%の安全は無く、重大な事故は起こり得るとの明確な認識を持っていますか。</li><li>● 設問4 あなたは、安全面で危険を感じる時速やかに上司に報告したり、過去の経験にとらわれずに業務プロセスを見直すなど、安全に配慮した対応をとることができますか。</li></ul>
理由のない前例踏襲は是とされていない	■ 良い悪いの判断については前例踏襲しないということで徹底されている。 ■ 前例踏襲の風土は無い。委員長も「今の目線で見てどうなのか」とよく言っている。
常に問いかける姿勢を意識し、必要に応じて立ち止まり、上司や同僚にアドバイスを求めつつ業務の見直しを行うようにしている	■ 「平成30年度原子力規制委員会における安全文化に係る意識調査 報告書(最終版)」において、下記設問に対する肯定回答が80%以上に上った。 <ul style="list-style-type: none"><li>● 設問32 あなたは、自身の業務で得た情報が不確かである等、安全上の弱点があると思われる時や、予期せぬ状況に直面した時には立ち止まり、上司や同僚にアドバイスを求めていますか。</li><li>● 設問33 あなたは、自身の業務を行う上で、前提条件を確認し、それを鵜呑みにせず、必要に応じて異なる観点で業務全体を見直すようにしていますか。</li></ul>

# 安全文化に関する職員の声(現状分析の根拠)(4/5)

## (1) 「課題」に対する職員の声

### ■ 一部の部門でのみ認識されていると考えられる「課題」に対する、職員の声を示す

#### 課題

#### 職員の声

実務で1F事故からの学びが充分ではない

- 1Fの事故でもいいが、当時規制当局者として何をすべきだったのか、また実際何を行ったのか？『安全文化の壺意見照会の結果』のレビューを行い、規制庁に不足の要素を明確にしたうえで、今後に向けた対応策として指針を書かないと真剣味を感じない。
- 再度シビアアクシデントが発生するかもしれないという観点で、現在の緊急時対応の訓練は十分には実施されていない。今の訓練や人材であれば福島第一原子力発電所事故のようなシビアアクシデントに対応できると、3. 11を経験している職員は思い込んでいるのではないか。
- 1F事故からの学びの必要性。

安全文化に関する課題分析が不十分

- 「年度業務計画の安全文化育成・維持活動に関する計画・達成基準」より下記課題を抽出。
  - 計画・達成基準ともに「安全文化の育成・維持に寄与しているか」という観点が必ずしも十分ではない。
  - 計画の具体性が十分でなく、結果として達成基準の判断も曖昧になっている。

成果が出るまでPDCAサイクルを継続できていない

- 「PDCAサイクルを継続できていない」というのは痛切に感じる。トップが変わると方針がガラッと変わるので、活動の継続性が無い。
- 規制庁内でもPDCAを回しているが、監査室からやるように依頼があって、これでいいのかなと思いつつ回している状態。

事業者へ求めている安全文化の基準は、必ずしも規制庁で達成できていない

- 事業者の検査の際は安全文化を詳しく見るが、自分たちの組織については意識していない。
- 我々は規制する立場なので事業者には安全文化育成・維持を求めているが、事業者に求める割に規制庁側はぬるいと思う。

# 安全文化に関する職員の声(現状分析の根拠)(5/5)

## (2) 「良い点」に対する職員の声

### ■ 一部の部門でのみ認識されていると考えられる「良い点」に対する、職員の声を示す

良い点	職員の声
課室・個人独自で安全文化を浸透させる工夫をしている	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 部門独自の取組みとして、検査官のための3S活動を記載したカードを作っている。</li> <li>■ 安全文化の壺の冊子は課員に配布している。安全文化育成・維持を進めるための取っ掛かりとして、上期は安全文化の壺を読んで自主学習をしてもらい、下期はそれを基に議論したいと考えている。</li> </ul>
知識・技術伝承のための勉強会・会議を開催している	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 検査官会議を月一で実施しており、知識・技術伝承の場としている。</li> <li>■ 研究部門の中では技術研究会が定期的に勉強会を開催している。班でもベテランから若手へ知識伝承するための勉強会が開催されている。</li> </ul>
若手育成のためのOJT・研修を実施している部署もある	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ それぞれの班の業務内容を説明したり、技術採用の方に研修を開催してもらったり、ベテランと若手をセットにしてOJTを行うなど、様々な方法で若手を育成している。</li> <li>■ 今入ってきた人は入庁時に研修を受けているが、昔入庁した人に対しては改めて研修を行っている。同じ内容の研修を全職員が受けられるようになっている。</li> </ul>
コミュニケーションの促進を図る工夫で、自由に意見を言える環境を整えている	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 課内では、縦・横のコミュニケーションの指標設定を行っている。例えば、週一回の会議で情報共有を図っているかなど定量的に回答できるアンケートを行っている。</li> <li>■ 「言う」という行為を促進するためには言うための環境を作る必要がある。徐々に「言える」環境作りに取り組んでいる。</li> </ul>
安全・安全文化に関する徹底した議論を実施し、課題解決を図っている	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 統括補佐以下の対策官のレベル合わせの場として月曜MTGが設定されている。活発な意見交換が行われている。</li> <li>■ 事業者にグレーな部分を発見した場合は皆でディスカッションして事務所としての意見を決定する。決定した意見は本庁へ提出し、了解をもらうようにしている。</li> </ul>
働き方改革により長時間労働を是とする雰囲気は減少傾向にある	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 長時間労働を是とする雰囲気は感じない。助け合って定時で帰る風土がある。</li> <li>■ 長時間労働は近年減少傾向にある。</li> </ul>
業務分担の明確化や業務効率化により業務量・業務内容の適正化を行う	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 業務の質を落とさない範囲で作業量を減らせるか考えている。事務仕事は定型化により時間短縮して、現場に行く時間を増やせるようにしている。</li> <li>■ かつての所属部門では、責任と権限の所在は明確だった。誰が責任者かなど細かく決まっておき、やりやすかった。</li> </ul>
核セキュリティについて対外発信・対話活動等の活動に取り組み始めている	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 規制庁内外へ対し、核セキュリティ文化の重要性についてyoutubeで発信活動を行っている。</li> <li>■ 核セキュリティに関する研修を作っている最中であり、恐らく今年から実施する予定である。</li> </ul>